

川崎市次世代育成支援対策行動計画

かわさき子ども「夢と未来」プラン

(後期計画)

平成22年度～26年度

中間評価 報告書
平成22年度～24年度



平成25年12月

川 崎 市

目次

	ページ
総括	1
1 中間評価にあたって	2
(1) 中間評価の趣旨	2
(2) 中間評価の評価方法	2
資料 川崎市の子どもと家庭状況	3
2 計画の基本方向	15
(1) 基本的視点	15
(2) 基本理念	15
(3) 基本目標と施策の方向	16
3 計画の評価	17
(1) 計画の評価及びアンケート調査結果について	17
基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり	17
基本目標Ⅱ 家庭の力を支える仕組みづくり	18
基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり	20
基本目標Ⅳ 親と子の心とからだの健康づくり	22
基本目標Ⅴ 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	23
基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり	25
(2) 目標事業量設定事業の進捗状況について	28
個別事業評価	29
基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり	30
基本目標Ⅱ 家庭の力を支える仕組みづくり	32
基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり	36
基本目標Ⅳ 親と子の心とからだの健康づくり	39
基本目標Ⅴ 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	42
基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり	48
資料編	51
1 後期計画実施状況【総括表】(平成22年度実績)	52
2 後期計画実施状況【総括表】(平成23年度実績)	54
3 後期計画実施状況【総括表】(平成24年度実績)	56
4 川崎市児童福祉審議会の意見・評価(平成22年度)	58
5 川崎市児童福祉審議会の意見・評価(平成23年度)	60
6 川崎市児童福祉審議会の意見・評価(平成24年度)	62



総括

(1) 中間評価の趣旨

川崎市では、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりとともに、将来親になる世代が、希望をもって子どもを生み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進していくことを目的に、平成22年3月に、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画）』（以下「計画」という。）を策定しました。

この計画では、毎年度の進捗状況を川崎市児童福祉審議会に報告し、意見・評価を受け、進行管理を行ってきました。また、児童福祉審議会が計画の評価を行うにあたっては、次世代育成支援に関わる市民、関係者等の意見を反映させる仕組みや計画全体の達成度を検証してきました。

さらに、計画期間の中間年においては、これらの計画の進行管理と併せ、市民満足度等を調査し、施策の成果を検証することとしています。

この中間評価では、計画に掲げた取組の達成状況を検証するとともに、目標年度までの取組や、平成27年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行に反映させることを目的とします。

(2) 中間評価の評価方法

計画においては、個別事業単位・基本目標単位・計画全体それぞれの達成度の検証とともに、成果指標として設定した市民意識や状況の変化を把握するため、アンケート調査を実施しました。

計画の達成度及びアンケート調査の結果、各種データ等から、目標に対する達成度合いを評価するとともに、計画に位置付けられた施策・事業の実施状況を点検し、成果の達成度と関連付けながら評価を行っています。

■計画の評価について■

- 評価実施：平成22年度から24年度まで（平成24年度は後期計画の中間年）
- 評価方法：個別事業単位・基本目標単位（1から5までの5段階評価）それぞれの達成度、計画全体の総括評価

■アンケート調査の実施について■

- 調査対象：市内在住の就学前児童及び就学児童のいる家庭の保護者
- 調査期間：平成25年9月27日から10月18日まで
- 調査方法：調査対象家庭へ個別送付、回収

送付数	回収数	回収率 (%)
18,000	8,307	46.2

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

平成元年には、合計特殊出生率が1.57まで低下し、先進国の中でも最も少子化が進んだ国の一つとなりました。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は、大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

これらの課題の解消に向け、この計画の推進にあたり、この間の本市における「子どもと家庭」の現状について、次のとおり分析しました。

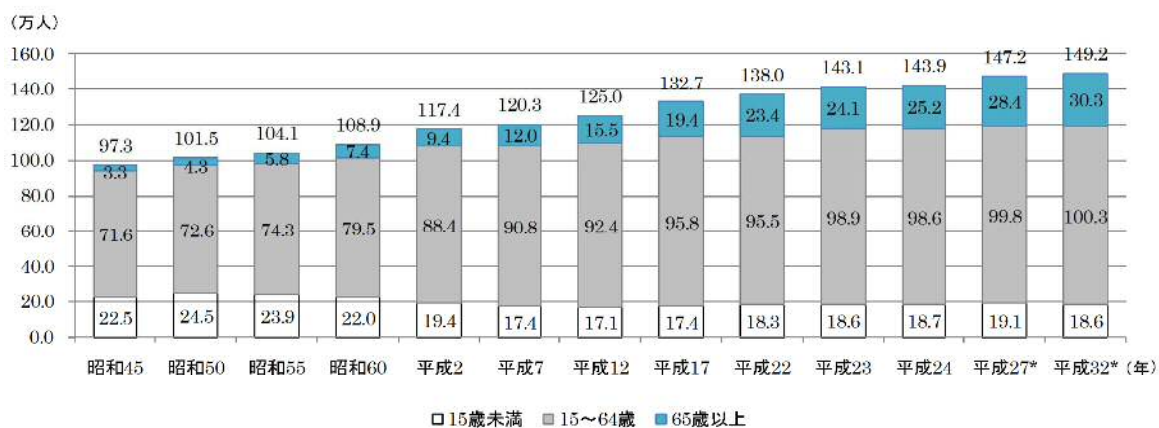
1 川州市の人口と世帯の状況

(1) 人口

ア 人口

本市の人口は、昭和45年以降一貫して増加しており、平成23年には140万人を超え、平成24年10月1日現在1,439,164人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、昭和51年の251,253人をピークに平成12年まで減少していましたが、年少人口（15歳未満）が平成2年にいったん減少しましたが、その後は増加傾向にあり、平成24年10月1日現在187,138人となっています。15歳～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口は、昭和45年以降一貫して増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



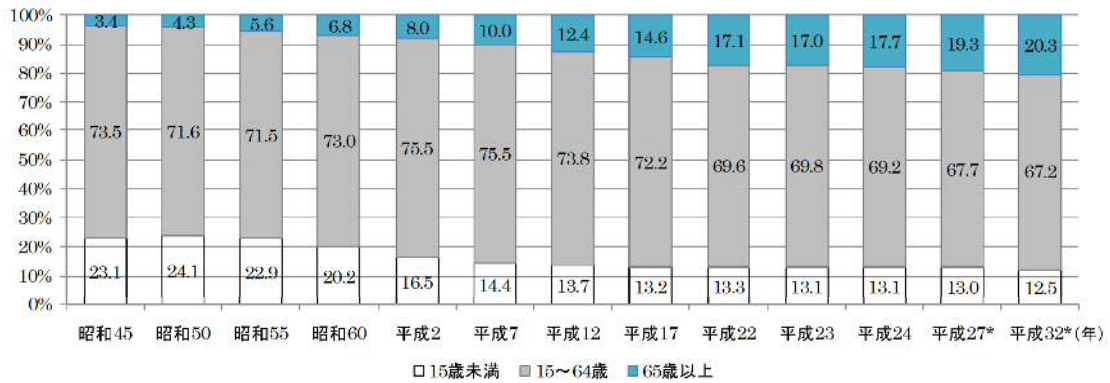
(注)平成27年、平成32年は将来人口推計値

資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

川崎市総合企画局「川崎市年齢別人口」(各年10月1日)、「川崎市将来人口推計」(平成22年4月)

総人口に占める年齢3区分別人口の割合をみると、平成24年現在年少人口が13.1%、生産年齢人口が69.2%、老年人口が17.7%となっており、全国の割合（年少人口13.0%、生産年齢人口62.9%、老年人口24.1%）に比べて、本市は老年人口の割合が低く、年少人口と生産年齢人口の割合が高い傾向にあります。

■年齢3区分別人口構成の推移



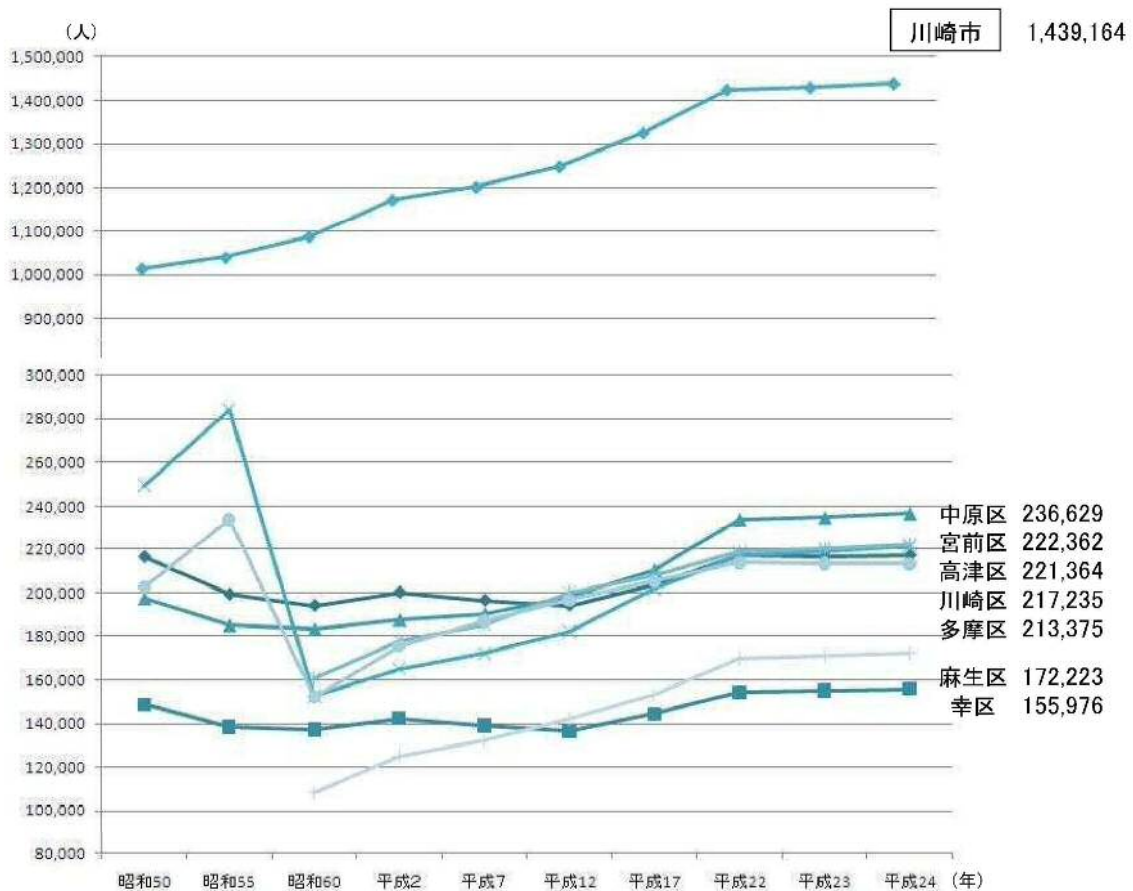
資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

川崎市総合企画局「川崎市年齢別人口」(各年10月1日)、「川崎市将来人口推計」(平成22年4月)

イ 区別人口

昭和50年には高津区や多摩区で急激に人口が増加しましたが、近年は他の区に比べて中原区及び麻生区で人口増加率が高く、この8年間に中原区では12.4%、麻生区では12.5%増加しています。

■区別人口の推移

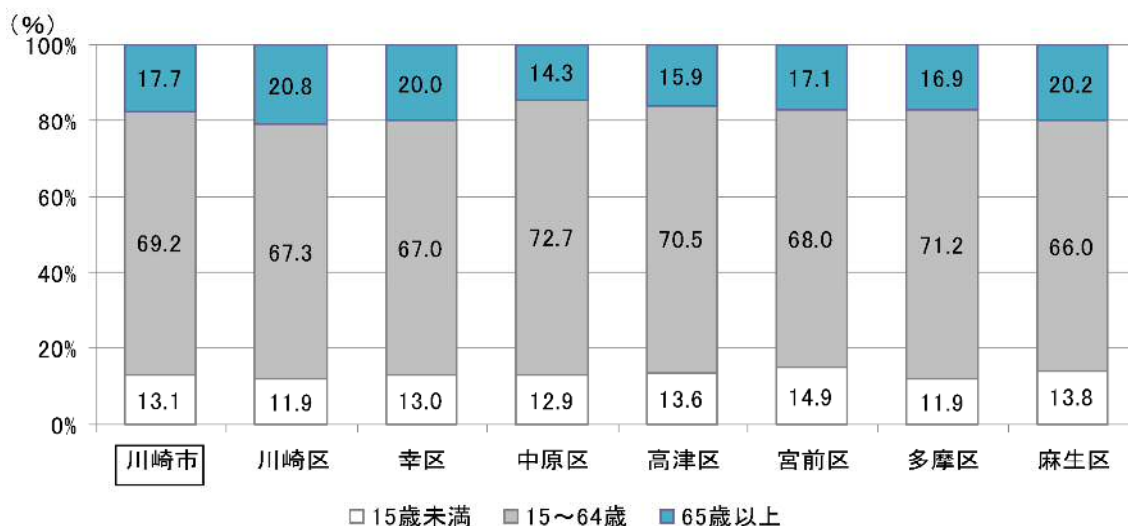


(注)昭和45年は昭和50年の区域に、昭和55年は昭和60年の区域に組み替えた人口である。

資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)、川崎市総合企画局「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日)

年齢3区分別人口の割合は、全市に比べて川崎区、幸区、多摩区では老年人口の割合が高く年少人口の割合は低くなっています。逆に、宮前区では年少人口の割合が高く老年人口の割合が低くなっています。また、中原区、多摩区、高津区では生産年齢人口の割合が高くそれぞれ70%を超えており、麻生区では生産年齢人口の割合が最も低く、年少人口及び老年人口の割合がやや高くなっています。

■ 区別・年齢3区分別人口の現状

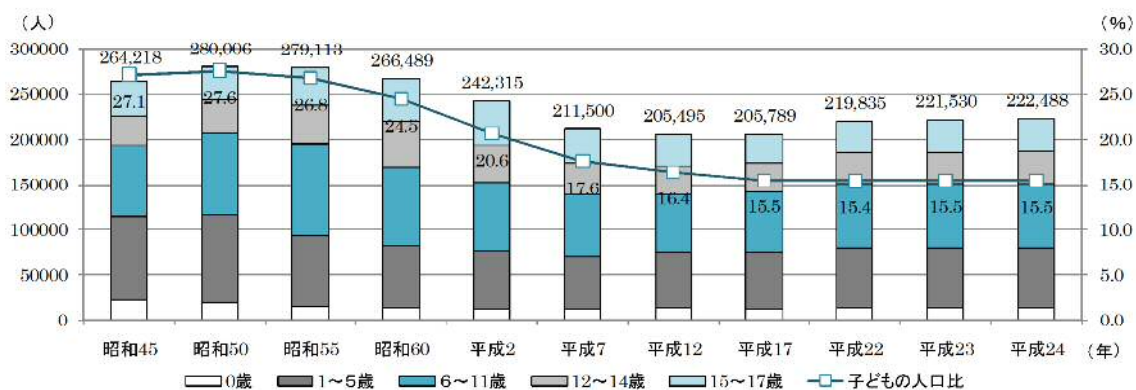


資料：川崎市総合企画局「川崎市年齢別人口」(平成24年10月1日)

ウ 子どもの人口

18歳未満の子どもの人口は、昭和50年(280,006人)にピークを迎え、その後平成12年まで減少していましたが、平成17年以降は微増傾向に転じており、平成24年10月1日現在222,488人となっています。

■ 年齢別子どもの人口の推移



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)、川崎市総合企画局「川崎市年齢別人口」(各年10月1日)

エ 外国人登録人口

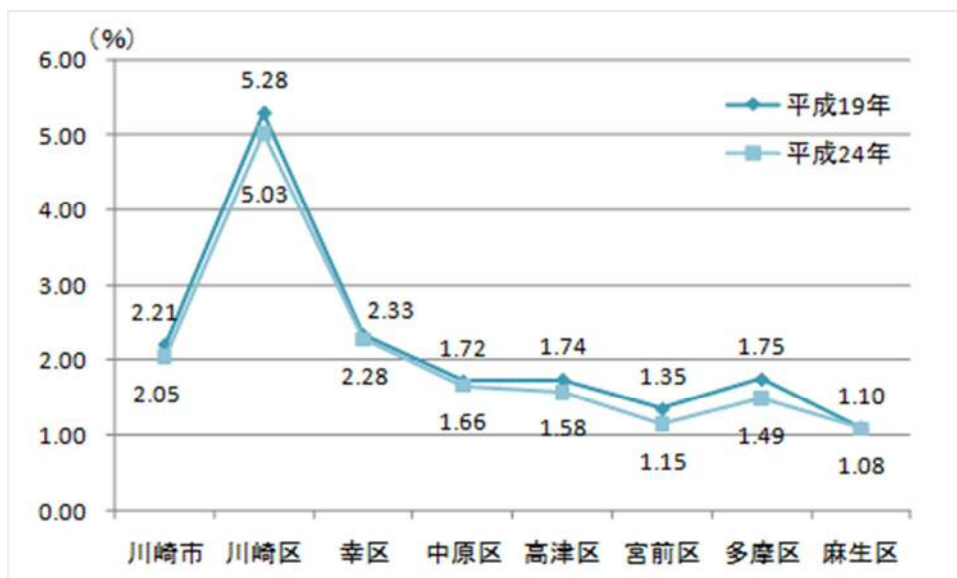
外国人登録人口は、昭和45年に9,990人であったものが、平成22年には32,614人とこの41年間に3.3倍に増加して(おと)、人口に占める外国人登録人口の割合も1.0%から2.0%に上昇していましたが、3年前から徐々に減少しつつあります。区の人口に占める外国人登録人口の比率をみると、5年前と比較してすべての区で減少しています。

■外国人登録人口の推移



資料：川崎市「川崎市管区別年齢別外国人登録人口」（各年3月末現在）

■区別外国人登録人口比率の推移



(注) 各年9月末日現在の外国人登録人口を、当該年度の10月1日現在の総人口で除した値である。

資料：川崎市「川崎市管区別年齢別外国人登録人口」（各年9月末日）、川崎市総合企画局「川崎市年齢別人口」（各年10月1日）

(2) 人口動態

ア 出生数・出生率・合計特殊出生率

出生数は、平成17年以降増加傾向を示しており、平成23年には14,307人となっています。

また、出生率（人口1,000人に対する出生数）については、平成23年には10.00となっており、17政令指定都市（岡山を除く）の中では最も高く、都道府県を含めても沖縄県（12.1）に次いで高い数値となっています。

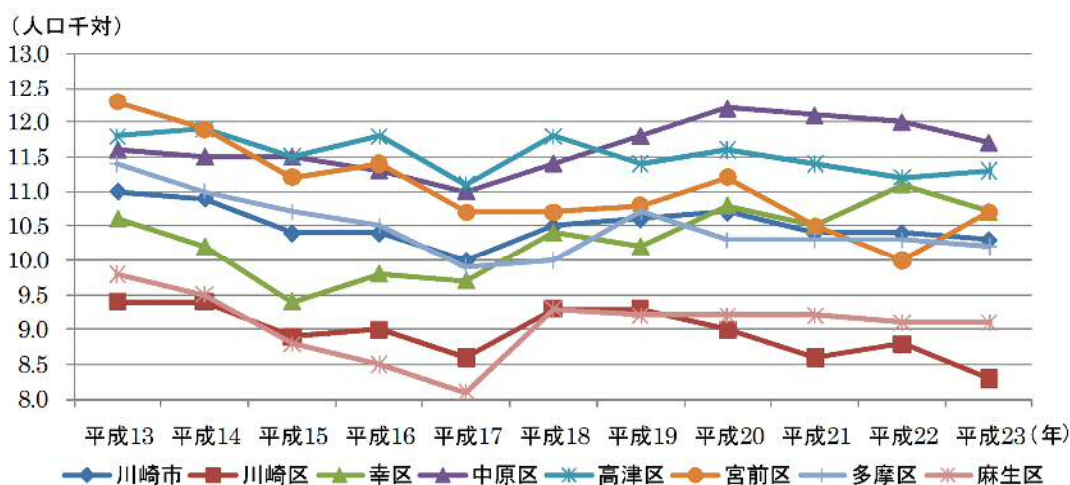
■ 出生数・出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」(各調査年の翌年9月公表)

出生率を区別にみると、平成23年現在多摩区、麻生区、川崎区では市平均より低く、中原区、高津区、幸区、宮前区では高くなっています。また、多摩区では平成10年から平成15年まで市平均より高くなっていたましたが、平成17年以降低くなっています。

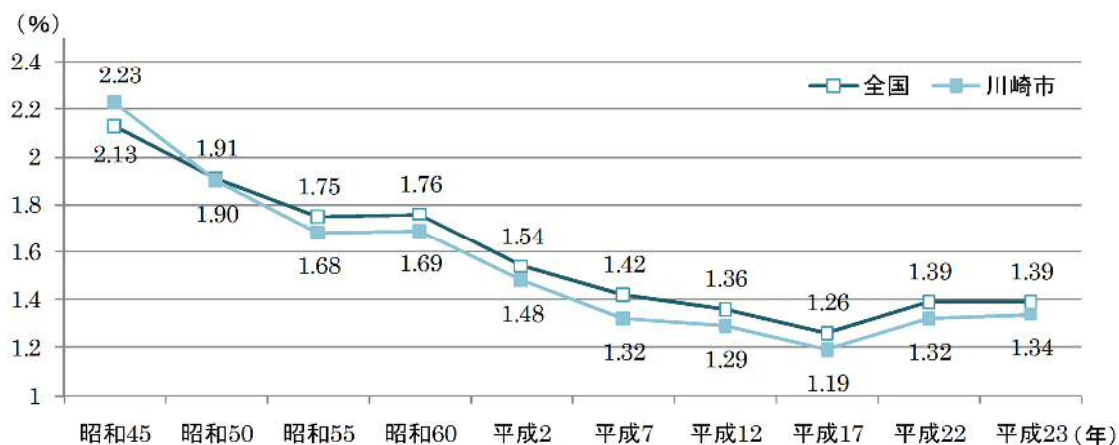
■ 区別出生率の推移



資料：川崎市健康福祉局「健康福祉年報」(平成13～23年)

合計特殊出生率は、昭和45年から昭和55年にかけて2.23から1.68へ大きく低下し、昭和60年には1.69とやや上昇しましたが、昭和60年から平成17年まで再び低下しました。しかし、平成17年以降上昇傾向に転じており、平成23年には1.34となっています。また、全国平均と比較して0.05ポイント低くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移

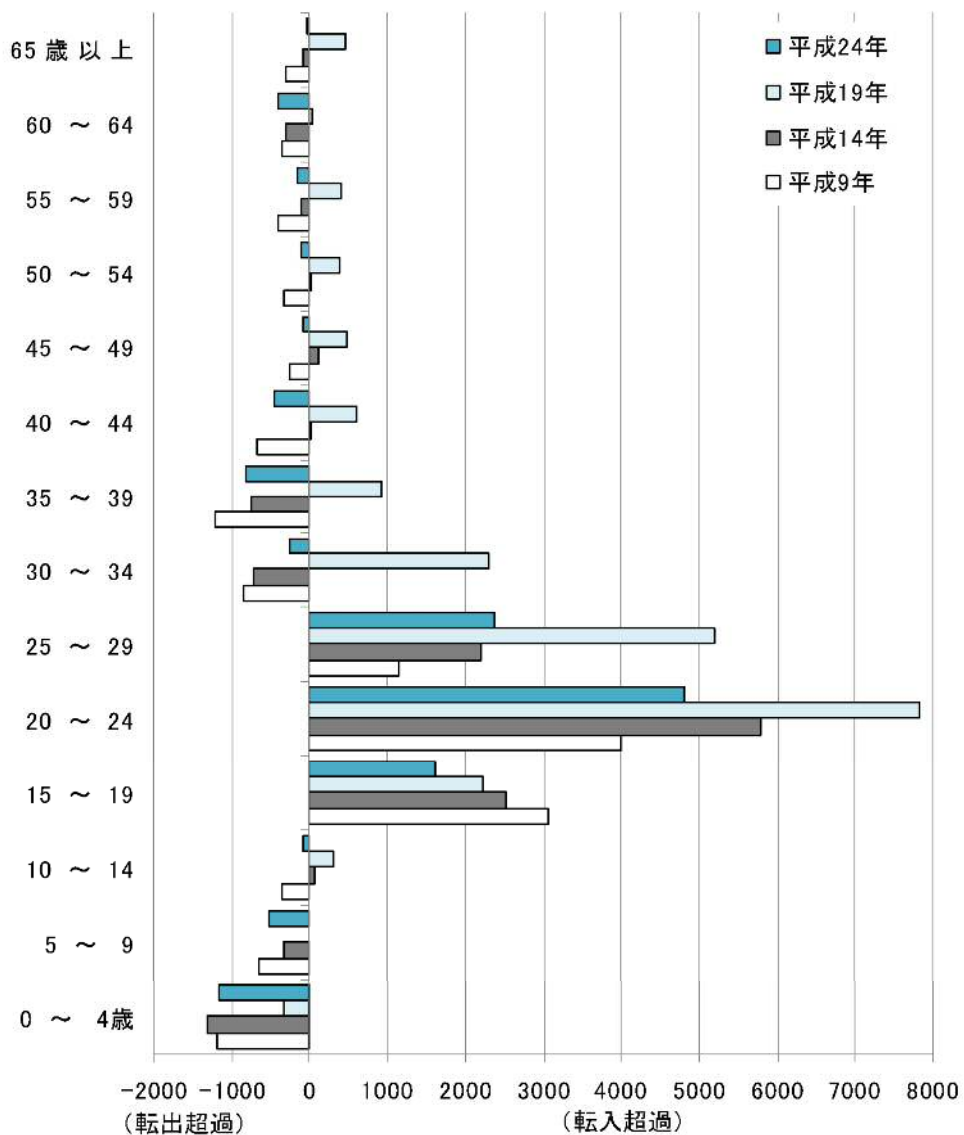


資料:厚生労働省「人口動態統計」(各調査年の翌年9月公表)

イ 社会動態

年齢5歳階級別の社会動態（各年の1月1日現在の人口を基準とした1年間（暦年）の社会増減）をみると、15歳～29歳の各階級で転入超過となっています。転入超過数が最も多い階級は20歳～24歳で、次いで25歳～29歳、15歳～19歳と続いています。一方、転出超過数が最も多い階級は0歳～4歳で、次いで35歳～39歳となっています。

■ 年齢5歳階級別社会増減の推移



資料：川崎市総合企画局「川崎市の人口動態」（平成9・14・19・24年）

年齢5歳階級別・区別の社会動態の推移をみると、平成19年と平成24年を比較した場合、麻生区以外では0歳～14歳の子どもの転出傾向がみられます。また子育て中と思われる25歳～49歳の人口については中原区、多摩区以外ではやや転入超過の傾向が見られます。平成20年のリーマンショック等の影響により、平成19年と比べ転入超過傾向に落ち着きが見られます。

■年齢5歳階級別・区別社会動態推移

区分	川崎市		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区	
	H19	H24	H19	H24	H19	H24	H19	H24	H19	H24	H19	H24	H19	H24	H19	H24
合計	20,868	4,722	4,714	1,188	2,524	1,375	4,084	171	3,674	1,326	1,598	730	925	-893	3,349	825
0～4歳	-318	-1,158	70	-6	25	-30	-244	-536	-95	-219	-41	-16	-335	-463	302	112
5～9歳	-8	-522	21	-55	-22	-37	-72	-115	-17	-174	0	-32	-116	-134	198	25
10～14歳	305	-89	39	-11	38	24	-29	-49	108	-17	30	-8	-5	-32	124	4
15～19歳	2,230	1,605	396	321	184	113	346	223	320	164	132	119	578	411	274	254
20～24歳	7,825	4,803	1,426	687	580	410	2,179	1,393	1,323	995	680	401	1,291	807	346	110
25～29歳	5,201	2,375	887	260	727	455	1,554	868	943	724	627	14	363	62	100	-8
30～34歳	2,310	-259	708	-79	366	148	304	-358	607	295	51	266	-286	-625	560	94
35～39歳	933	-817	407	12	243	125	96	-529	96	-152	-20	2	-337	-400	448	125
40～44歳	602	-450	162	53	183	82	-47	-187	105	-163	10	-4	-166	-277	355	46
45～49歳	487	-84	129	49	99	106	70	-139	105	-23	-17	-24	-32	-95	133	42
50～54歳	387	-99	167	40	29	39	59	-94	35	-51	-14	-29	-13	-15	124	11
55～59歳	417	-152	172	54	38	-4	6	-88	38	-38	48	11	-9	-45	124	-42
60～64歳	40	-400	63	-22	4	-71	-55	-138	19	-52	-29	-23	-46	-91	84	-3
65歳以上	457	-31	67	-115	30	15	-83	-80	87	37	141	53	38	4	177	55

(注) 網掛けの数値は、平成15年に比べて転入人口が増加している子育て世代である。

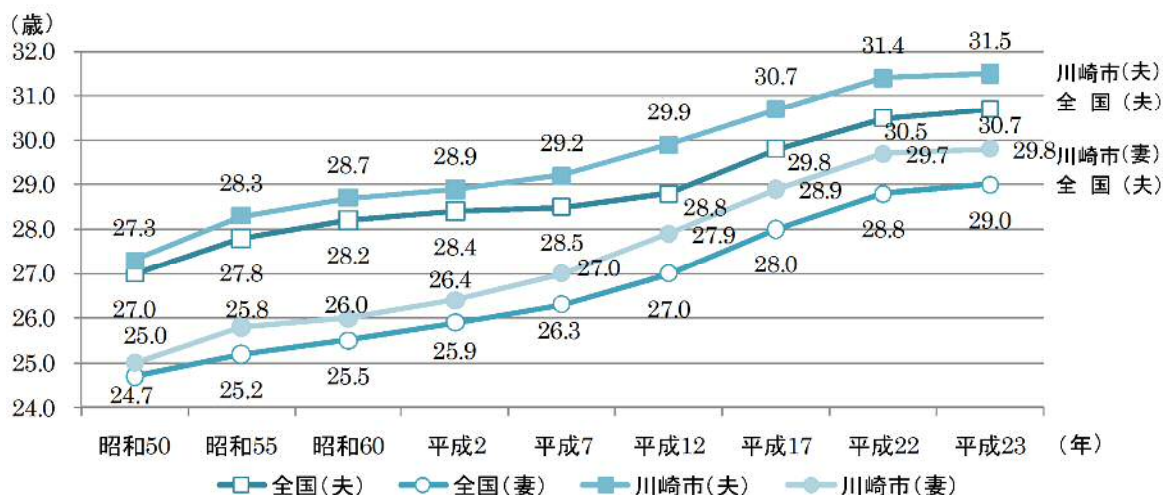
資料：川崎市総合企画局「川崎市の人口動態」(平成19・24年)

(3) 婚姻・出産年齢の動向

ア 平均初婚年齢

平均初婚年齢は年々上昇しており、晩婚化が進行しています。昭和50年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、平成23年には夫が31.5歳、妻が29.8歳となっており、この35年間に夫が4.2歳、妻が4.8歳それぞれ上昇しています。また、全国平均と比べると、夫・妻とも0.8歳それぞれ高くなっています。

■平均初婚年齢の推移



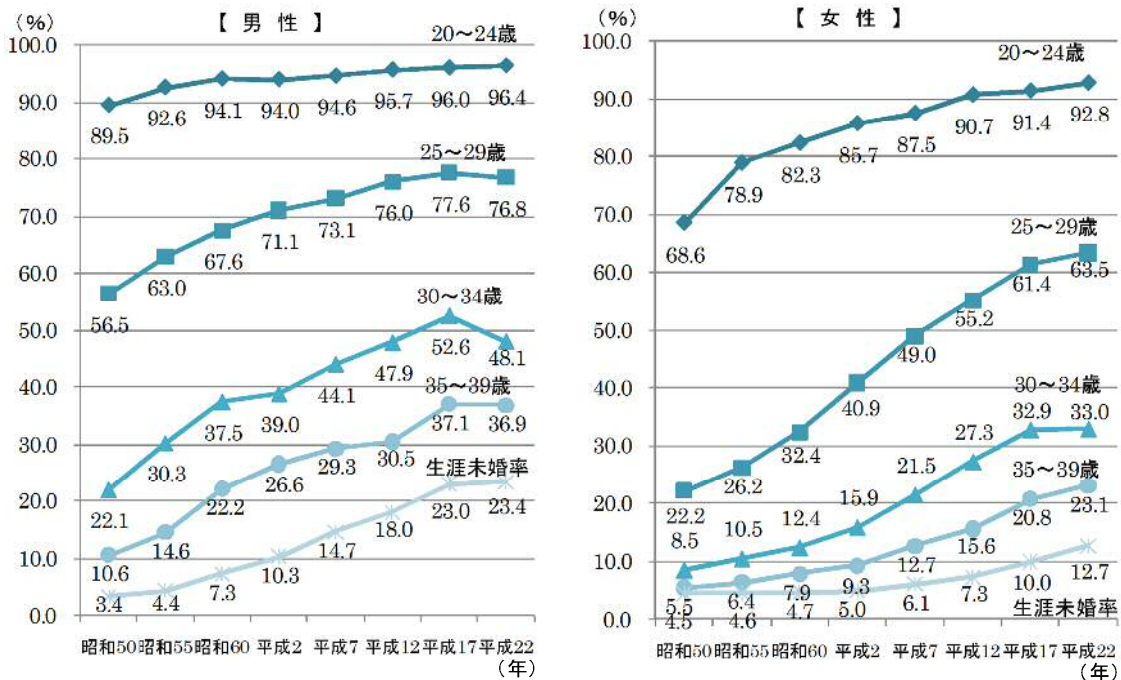
資料：厚生労働省「人口動態統計」(各調査年の翌年9月公表)

イ 未婚率

未婚率は、近年増加傾向にありましたが、平成22年において、男性の30歳～34歳が減少しました。また、25歳～29歳、35歳～39歳においてもやや減少傾向にあります。

女性の場合、20歳代後半から30歳代前半を中心にして全体的に上昇していますが、増加率にやや落ち着きがみられます。特に男性の30歳～34歳、女性の25歳～29歳については、昭和50年にそれぞれ22.1%、22.2%であったものが、平成22年にはそれぞれ48.1%、63.5%と大きく上昇しています。また、生涯未婚率をみると、男性は23.4%、女性は12.7%となっており、晩婚化に加えて、非婚化（生涯結婚しない人の増加）も進んでいます。

■ 未婚率の推移



生涯未婚率は、「45歳～49歳」と「50歳～54歳」の未婚率の平均値から「50歳時」の未婚率を算出。

資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

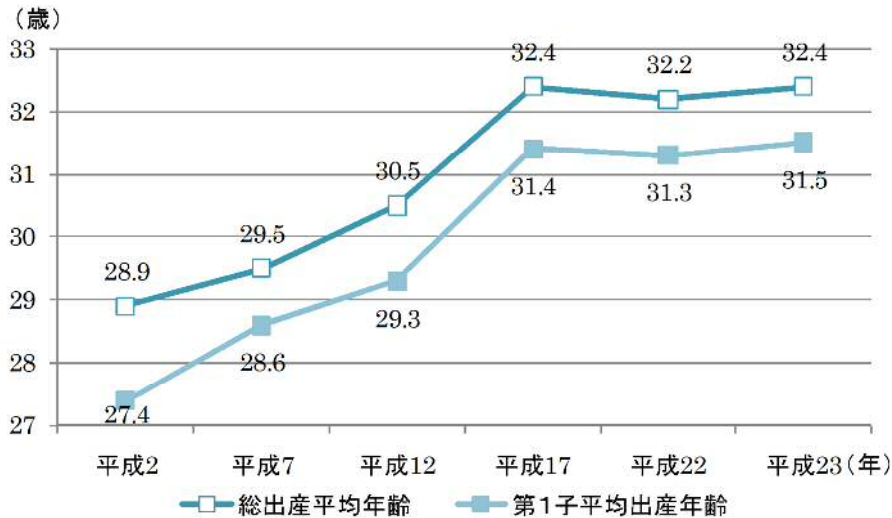
生涯未婚率：生涯を通して未婚である人の割合を示すものではない。

ただし50歳で未婚の人は、将来的にも結婚する予定がないと考えることもできることから、生涯独身を貫く人がどのくらいいるかを示す指標である。

ウ 平均出産年齢

晩婚化・未婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇しています。第1子出産平均年齢は年々上昇傾向にありますが、平成23年には31.5歳と平成17年からは横ばい状況にあります。総出産平均年齢も平成23年には32.4歳であり、平成2年と比較して3.5歳上昇しています。

■ 母親の平均出産年齢の推移

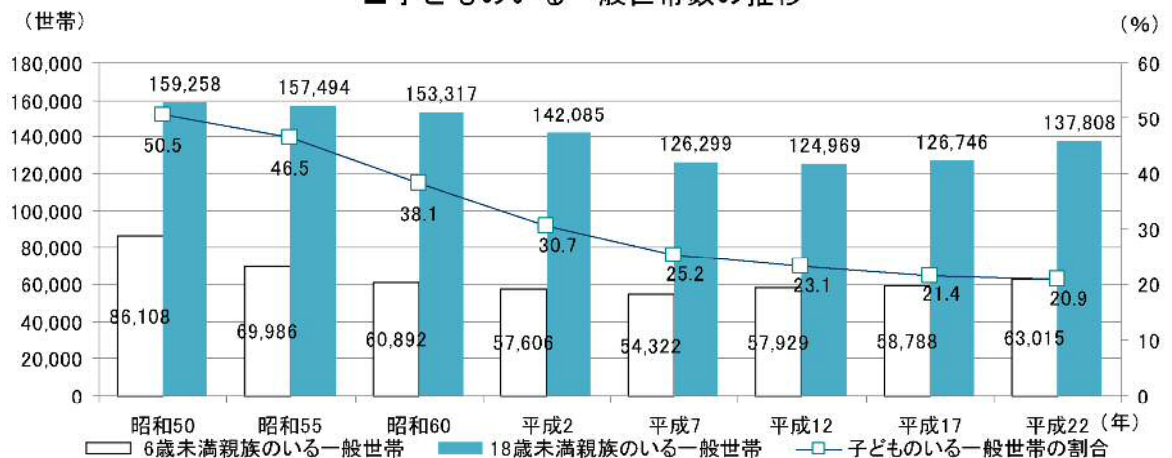


資料:厚生労働省「人口動態統計」(各調査年の翌年9月公表)

エ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にありましたが、平成17年以降増加しています。しかし、子どものいる一般世帯の割合で見ると、昭和50年では50.5%と約2世帯に1世帯の割合に対し、平成22年には20.9%と約5世帯に1世帯が子どものいる世帯という状況になっています。

■ 子どものいる一般世帯数の推移

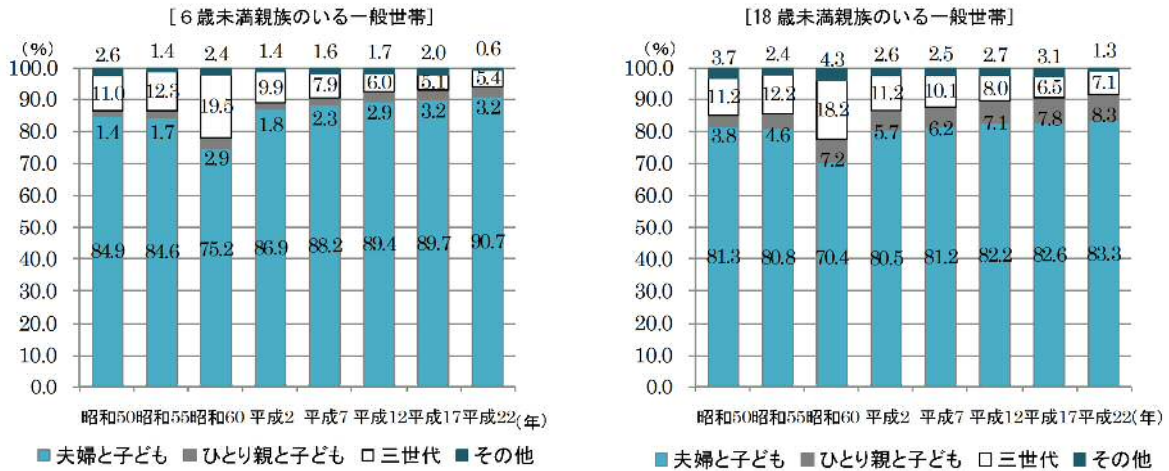


(注)昭和50年～昭和55年は普通世帯数である。

資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

子どものいる一般世帯を家族類型別にみると、都市化の進展や核家族化等により、年々夫婦と子どもの世帯割合が上昇しています。一方、三世代世帯の割合が減少傾向にありましたが、平成17年と平成22年を比べると、若干割合が増加しています。

■ 家族類型別子どものいる一般世帯割合の推移



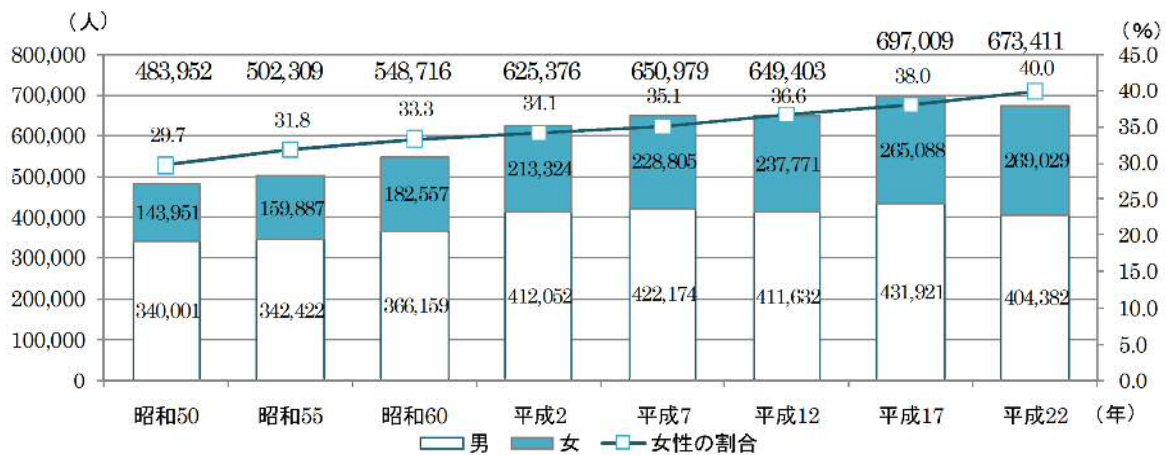
(注) 昭和50年～昭和55年は普通世帯数である。
資料: 総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

2 働く女性の状況

(1) 女性の就業者数

女性の就業者数は平成22年269,029人であり、就業者全体の40.0%を占めています。また、昭和50年と比べると、125,078人、86.9%増加しており、この間の男性就業者の増加率(18.9%)を大幅に上回っています。

■ 男女別就業者の推移

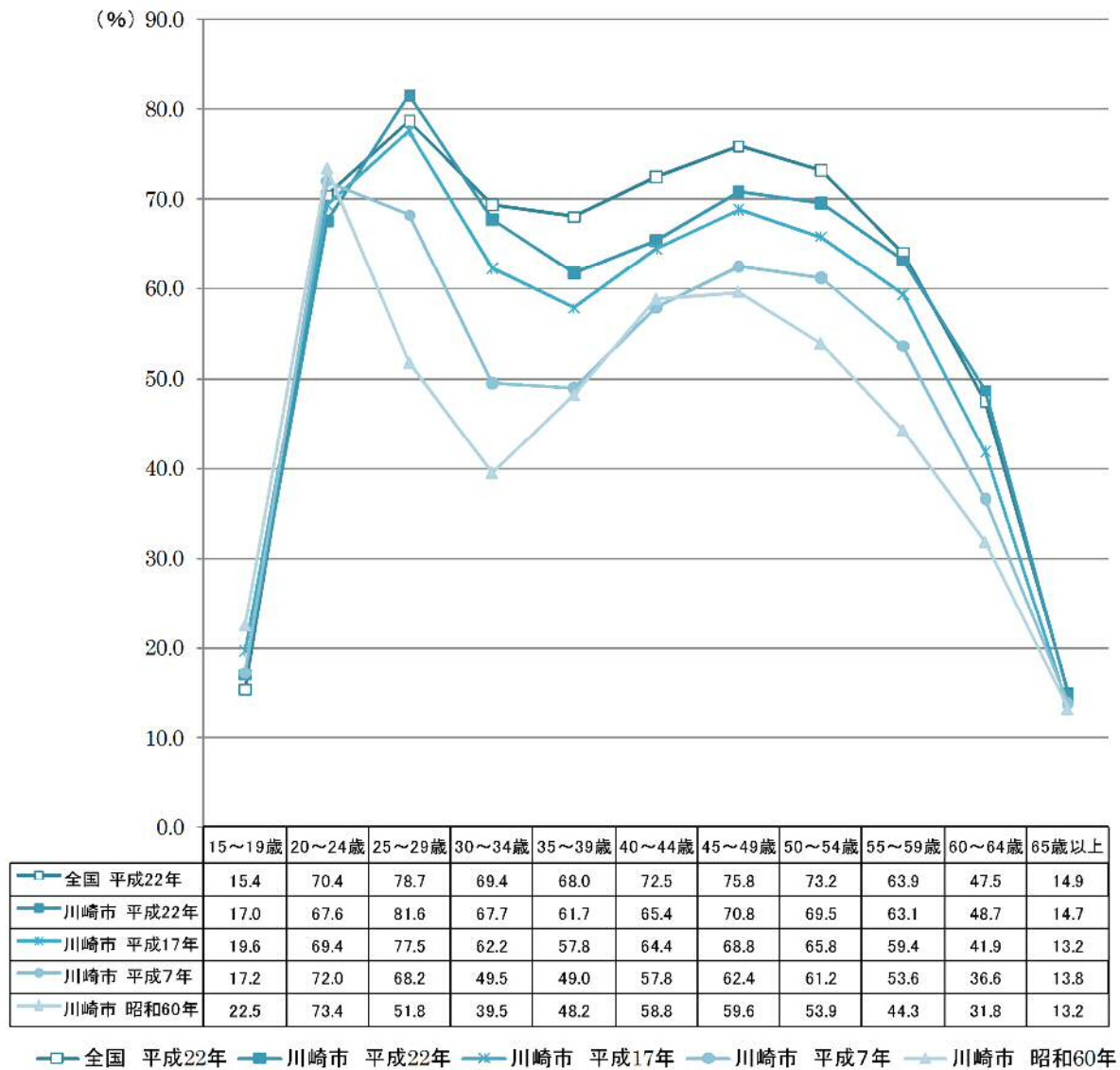


資料: 総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

(2) 女性の労働力率

女性労働力を年齢別にみると、25～29歳と45～49歳を頂点とし、30～34歳、35～39歳を底辺とするM字型を示しています。昭和60年以降の推移をみると、15～19歳、20～24歳及び65歳以上を除くすべての階級で労働力率が上昇しており、昭和60年に比べて、平成22年には25～29歳が29.8ポイント、30～34歳が28.2ポイント上昇しています。

■年齢別女性労働力率の推移



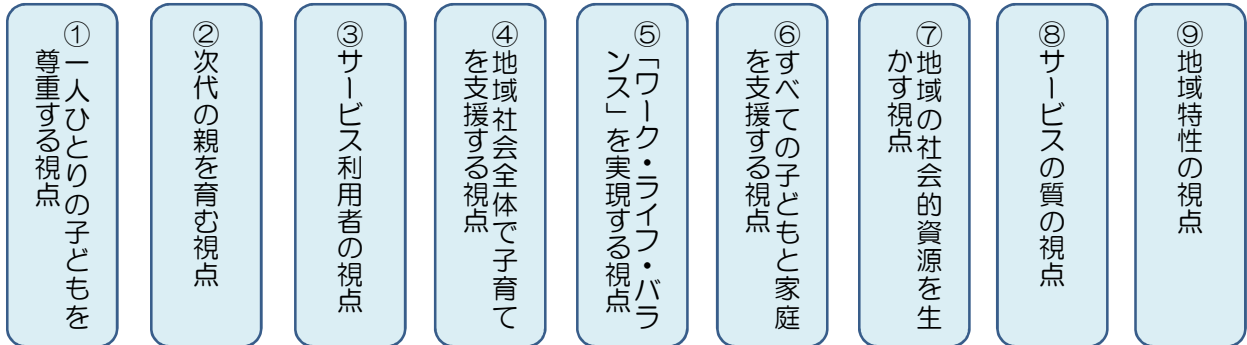
資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

2

計画の基本方向

この計画は、次の9つの「基本的視点」をもって策定し、「基本理念」、「基本目標」、「施策の方向」を掲げ、計画の着実な推進に目指しています。

(1) 基本的視点



(2) 基本理念

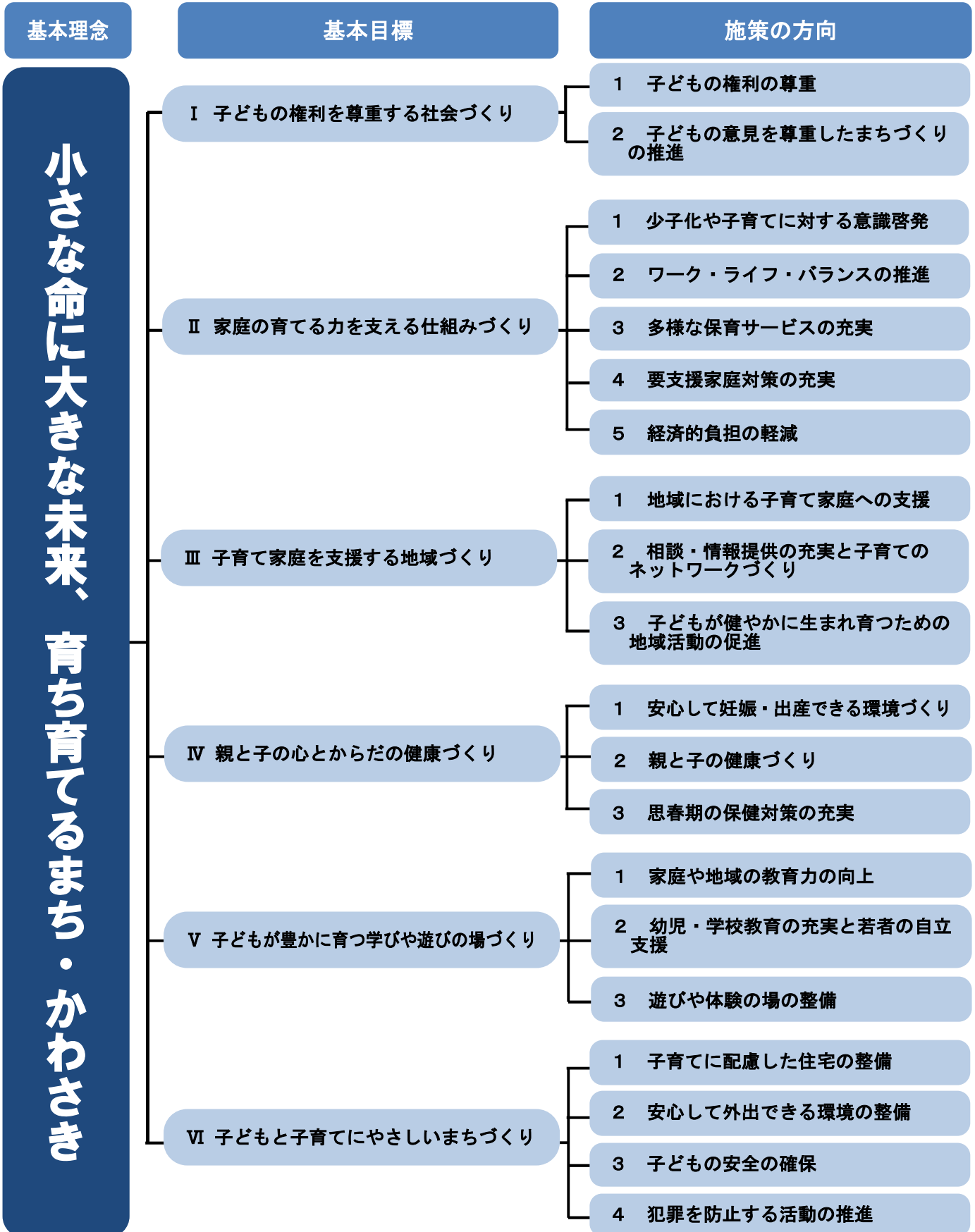


小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

(3) 基本目標と施策の方向

	目標	施策の方向
基本目標Ⅰ	●子どもの権利を尊重する社会づくり	1 子どもの権利の尊重 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進
基本目標Ⅱ	●家庭の育てる力を支える仕組みづくり	1 少子化や子育てに対する意識啓発 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 多様な保育サービスの充実 4 要支援家庭対策の充実 5 経済的負担の軽減
基本目標Ⅲ	●子育て家庭を支援する地域づくり	1 地域における子育て支援家庭への支援 2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり 3 子どもが健やかに生まれ育つために地域活動の促進
基本目標Ⅳ	●親と子の心とからだの健康づくり	1 安心して妊娠・出産できる環境づくり 2 親と子の健康づくり 3 思春期の保健対策の充実
基本目標Ⅴ	●子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	1 家庭や地域の教育力の向上 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援 3 遊びや体験の場の整備
基本目標Ⅵ	●子どもと子育てにやさしいまちづくり	1 子育てに配慮した住宅の整備 2 安心して外出できる環境の整備 3 子どもの安全の確保 4 犯罪を防止する活動の推進

〈施策の体系〉



3

計画の評価

(1) 計画の評価及びアンケート調査結果について

平成24年度は、後期計画の中間年(3年目)となりますが、おおむね順調に進捗しております。

個々の施策・事業に関する課題や方向性についても、具体的な解決策や方向性に沿った推進を図っており、今後はさらなる取組の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

達成度 3

施策の方向▶▶▶ 1 子どもの権利の尊重

施策展開の方向性

- 子どもの権利や子どもの権利条例についての普及・啓発活動を強化して、子どもの権利の尊重や参加の促進に向けた取組を進めます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のための対策を充実します。
- 多様な文化を持った市民や子どもが互いに理解しあい、支えあう社会づくりを目指します。

推進項目	達成度(年度)			3か年の達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 子どもの権利についての普及・啓発	3	3	3	目標をほぼ達成	より多くの市民に伝わるよう普及・啓発の取組を拡充する。
(2) 子どもの意見表明・参加の促進	3	3	3	目標をほぼ達成	「かわさき子どもの権利の日」を継続実施する。
(3) 子どもの権利侵害に対する相談支援体制の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	子ども向け啓発DVDを活用するなどの周知に努める。
(4) 児童虐待防止対策の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	関係課の事業間で連携し、早期発見・未然防止に努める。
(5) 多文化共生の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	学校や地域と一体となった事業展開を行い、推進する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進

施策展開の方向性

- 子ども自身が、自由に自分の意見を表明できる場として「子ども会議」の活動を促進します。
- 「子ども夢パーク」など子どもが主体的に活動できる場を通して、子どもの意見表明の機会を充実し、子どもの意見を尊重したまちづくりを推進します。

推進項目	達成度(年度)			3か年の達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 子ども会議の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	子ども会議の周知に努め、子ども委員数を増やしていく。
(2) 子どもの主体的な活動の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	「子ども運営委員会」を推進するため支援体制を強化する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

《アンケート調査結果》

基本目標	取組への感想	割合 (%)	基数
I 子どもの権利を尊重する社会づくり	1 取組は十分	2.9 %	8,307
	2 取組は普通	22.8 %	
	3 取組は不十分	7.6 %	
	4 計画を知らない	52.2 %	
	5 わからない	12.6 %	
	不明	1.8 %	

個別事業評価

P30

基本目標II 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

達成度 3

施策の方向▶▶▶ 1 少子化や子育てに対する意識啓発

施策展開の方向性

- さまざまな機会を通して、固定的な性別役割意識の見直しについて啓発に努めるとともに、男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識の醸造を促進します。
- 将来親となる若い世代が子育てに関心を持つよう、乳幼児とふれあう機会を提供します。

推進項目	達成度 (年度)			3か年の達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 男女がともに担う子育ての意識啓発	3	3	3	目標をほぼ達成	両親学級や男女平等推進学習を推進し、意識啓発に努める。
(2) 若い世代からの子育ての意識づくり	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、育児体験学習の機会を充実する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

施策展開の方向性

- 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進するため、育児・介護休業制度等の導入・定着や制度の利用促進を働きかけます。
- 男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活が送れるよう、行政、企業、関係団体、市民と協働し「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。

推進項目	達成度 (年度)			3か年の達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 育児・介護休業制度等の普及	3	2	3	目標をほぼ達成	事業所との連携による制度の普及・啓発を行う。
(2) 「ワーク・ライフ・バランス」の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努める。
(3) 仕事と子育てが両立できる職場環境づくり	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、就労継続や育休後職場復帰等の講座を実施する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 3 多様な保育サービスの充実

施策展開の方向性

- 保育受入枠を大幅に拡充するなど、保育環境の整備を進めます。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や一時保育などの多様な保育サービスの充実を図ります。
- 保育サービスの質の向上のため、第三者評価の受審を促進します。

推進項目		達成度（年度）			3か年の達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	保育環境の整備	2	2	3	目標をほぼ達成	引き続き、保育受入枠を拡充する。
(2)	多様な保育サービスの充実	3	3	2	目標をほぼ達成	延長保育、一時保育、休日保育等の実施園の増加を図る。
(3)	保育サービスの質の向上	3	3	3	目標をほぼ達成	認可保育所の第三者評価、認可外保育施設の指導を促進する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 4 要支援家庭対策の充実

施策展開の方向性

- 社会的養護が必要な子どもの増加に対応するため、相談から保護、家族再統合、さらには児童養護施設等を退所した子どもの自立支援まで、要保護児童施策における切れ目のない支援を充実します。
- 母子家庭等の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援を進めます。
- 障害のある子どもの総合的な支援体制を充実するため、専門施設の整備や家庭支援機能の充実、関係機関のネットワーク化などを推進します。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	社会的養護が必要な子どもへの支援	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、児童養護施設等の整備を推進する。
(2)	児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援	3	3	3	目標をほぼ達成	就労支援だけでなく、精神面や生活習慣等の自立支援を行う。
(3)	ひとり親家庭への支援	3	3	3	目標をほぼ達成	相談や情報提供等の支援体制を充実し、就業支援を実施する。
(4)	障害のある子どもと家庭への支援	3	3	3	目標をほぼ達成	発達相談支援センターを中核に、関係機関との連携を強化する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 5 経済的負担の軽減

施策展開の方向性

- 総合的な子育て支援という視点から、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	幼稚園等の保育料負担の軽減	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、国の補助単価の増額を完全実施する。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(2) 教育費の援助	3	3	3	目標をほぼ達成	高校生への奨学金について対象者、支給方法等を見直す。
(3) 医療費等の支援	3	3	3	目標をほぼ達成	小児医療費助成制度のさらなる拡充に向け、検討を行う。
(4) 子育て家庭への手当の支給	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、児童手当制度を継続実施する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

《アンケート調査結果》

基本目標	取組への感想	割合 (%)	基数
II 家庭の育てる力を支える仕組みづくり	1 取組は十分	2.3 %	8,307
	2 取組は普通	17.9 %	
	3 取組は不十分	29.2 %	
	4 計画を知らない	39.2 %	
	5 わからない	9.6 %	
	不明	1.8 %	

個別事業評価

P 32

基本目標III 子育て家庭を支援する地域づくり

達成度 3

施策の方向▶▶▶ 1 地域における子育て家庭への支援

施策展開の方向性

- 子育て支援拠点としての区役所機能を更に強化し、地域の特性に応じた子育て支援を行います。
- 地域の身近な場所で、乳幼児親子が気軽に集うことができる地域子育て支援センターや子育てサロンなどを充実し、子育て中の親子の交流を進めます。
- 保護者が一時的に育児ができない場合の支援体制を充実します。
- 地域における子育て関係施設等の機能を活用しながら、子育て活動団体等との連携のもとで、子育て支援体制をより一層充実します。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 区における子ども・子育て支援の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、各区で地域の特性に応じた取り組みを推進する。
(2) 親子が地域で気軽に集える場の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	地域子育て支援センター、こども文化センター等の充実を図る。
(3) 育児サポートの充実	3	3	3	目標をほぼ達成	ヘルパー会員増加のための広報を実施し、サポート体制を強化する。
(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援	3	3	3	目標をほぼ達成	各種委員の研修会を開催し、相談支援体制を強化する。
(5) 地域の子育て支援機能の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	各区保健福祉センターにて地域の实情に応じた子育て支援を行う。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり

施策展開の方向性

- 子育てについての相談窓口や広報を充実するとともに、児童相談所の再編を推進し、相談体制の強化を図ります。
- 必要な時に必要なサービスが利用できるよう、子育て情報の提供体制を充実します。
- 区役所が中心となって、子育て関係機関、子育て関係団体、市民とのネットワークづくりを進めて、総合的な地域の子育て支援を展開します。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 相談支援体制の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	児童相談所と区が連携し、相談支援体制を充実する。
(2) 情報提供の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	ガイドブックや市のホームページを通じた情報提供を充実する。
(3) ネットワークづくりの推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、各種団体との連携を強化し、協働事業を行う。
(4) 子育てサークル活動等への支援	3	3	3	目標をほぼ達成	地域特性やニーズを分析し、子育てサークルへの支援方法を見直す。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

施策展開の方向性

- 地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築き、共に支えあう仕組みを充実します。
- 地域の育児力を向上させるために、子育ての支援をする人材を育成します。
- 青少年育成団体や青少年活動のための指導員への支援を充実します。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 子育て家庭を見守る地域活動の促進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、地域住や関係団体等との連携の下、地域活動を促進する。
(2) 青少年育成団体への支援	3	3	3	目標をほぼ達成	青少年健全育成の推進のため、青少年育成連盟の活動を支援する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

《アンケート調査結果》

基本目標	取組への感想	割合 (%)	基数
Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり	1 取組は十分	6.8 %	8,307
	2 取組は普通	37.3 %	
	3 取組は不十分	16.8 %	
	4 計画を知らない	28.1 %	
	5 わからない	9.0 %	
	不明	2.0 %	

施策の方向▶▶▶ 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

施策展開の方向性

- 安心・安全な妊娠、出産ができるよう、妊産婦の健康診査や健康相談などを充実するとともに、両親学級の充実を図ります。
- 不妊に悩む人への経済的・精神的支援を充実します。
- 安心して妊娠・出産ができるよう、周産期医療体制の充実に努めます。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 妊産婦の健康診査・健康相談等の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	妊婦健康診査の重要性と償還払い制度の周知を実施する。
(2) 両親学級の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	父親向けの情報提供の充実に向け、テキストを改訂する。
(3) 不妊治療への支援	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、不妊治療費助成制度や相談支援を実施する。
(4) 周産期医療体制の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	総合周産期母子医療センターの安定した運営に努める。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 2 親と子の健康づくり

施策展開の方向性

- 乳幼児の健康診査の充実を図るとともに、母子訪問事業や母子保健教室などを通して、子育てに不安を持つ家庭等への支援を充実します。
- 食育やアレルギー対策などの健康づくりを推進します。
- 小児救急医療体制の充実を図ります。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 健康診査・育児相談・地区活動等の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	健康診査を効果的に実施し、未受診者フォローを継続実施する。
(2) 訪問指導の充実	2	3	3	目標をほぼ達成	子育て家庭の孤立化を防ぐため、全数訪問を目指す。
(3) 母子保健教室の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	他事業と連携して対象者を的確に把握し、効果的に実施する。
(4) 「食育」の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	食育の課題や現状を把握し、第3期計画を策定する。
(5) 歯科保健の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	むし歯予防のため、歯科健診と保健指導を継続実施する。
(6) 外国人市民に対する母子保健サービスの充実	3	3	3	目標をほぼ達成	外国語での冊子や育児教室、通訳ボランティア派遣による支援を行う。
(7) アレルギー対策の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	アレルギー相談や予防講演会等により、正しい知識の普及に努める。
(8) 予防接種事業の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	多くの対象者に予防接種を実施するため広報の取組を推進する。
(9) 子どもの医療体制の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	休日や夜間の初期救急の確保等、救急医療体制の確保に努める。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 3 思春期の保健対策の充実

施策展開の方向性

- 思春期の心とからだの問題や、性や性感染症に対する正しい知識の普及・啓発を図るため、思春期の健康相談や健康教育を推進します。
- 性感染症防止に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 思春期保健相談等の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	区における電話・面接での相談支援についての周知を図る。
(2) 思春期保健健康教育の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	学校保健と連携し、命の大切さを考える健康教育を実施する。
(3) 性感染症対策の充実	2	3	3	目標をほぼ達成	教育と連携し、若年層への正しい知識の普及啓発を充実する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

《アンケート調査結果》

基本目標	取組への感想	割合 (%)	基数
IV 親と子の心とからだの健康づくり	1 取組は十分	4.3 %	8,307
	2 取組は普通	30.0 %	
	3 取組は不十分	16.5 %	
	4 計画を知らない	37.1 %	
	5 わからない	10.2 %	
	不明	1.9 %	

個別事業評価

P39

基本目標V 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

達成度 3

施策の方向▶▶▶ 1 家庭や地域の教育力の向上

施策展開の方向性

- 家庭の教育力を高めるため、親の役割、家庭のあり方などを学ぶ機会を提供するとともに、親同士の交流を進め、家庭教育の充実を図ります。
- 地域の教育力を高めるため、行政区・中学校区地域教育会議や子ども会議などの活動の活性化を図ります。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 家庭教育の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、家庭・地域教育学級を充実する。
(2) 地域の教育力の向上	3	3	3	目標をほぼ達成	さらなる行政区・中学校区地域教育会議の連携や活性化を図る。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援

施策展開の方向性

- 幼稚園教育を充実するため、私立幼稚園の振興や支援に取り組めます。
- 子どもの豊かな人間性や健康な身体、確かな学力の育成を図るための取組を進めるとともに、地域の教育資源や人材の活用、保護者の参加などにより、地域の教育力を生かした特色のある学校づくりを推進します。
- 障害のある子どもに適切な教育的支援を行う特別支援教育や、いじめ・不登校などに対する指導・相談機能を充実します。
- ニート等困難を抱える若者の自立を支援するためのネットワークの構築と支援体制の整備を推進します。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	幼児教育の充実	3	3	3	目標をほぼ達成	私立幼稚園の障害のある子どもの受け入れや預かり保育を支援する
(2)	豊かな人間性の育成	3	3	3	目標をほぼ達成	学校の教育活動全体を通じ、道徳教育や体験活動を充実する。
(3)	いじめ・不登校への対応	3	3	3	目標をほぼ達成	学校とスクールカウンセラー等が連携し、教育相談体制を充実する。
(4)	健やかな身体の育成	3	3	3	目標をほぼ達成	児童生徒の運動する機会の確保に向けた取組を推進する。
(5)	確かな学力の育成	3	3	3	目標をほぼ達成	次期かわさき教育プランに向け、学力と意識アンケートを見直す。
(6)	地域の教育力を生かした特色ある学校づくり	3	3	3	目標をほぼ達成	行政区ごとに教育関連機関や保健・福祉等専門機関と連携する。
(7)	特別支援教育の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	特別な支援を必要とする児童・生徒の増加や障害の多様化に対応する。
(8)	教育環境の整備	2	2	3	目標をほぼ達成	安全で快適な教育環境を提供するよう計画的整備を行う。
(9)	若者の自立支援	3	3	3	目標をほぼ達成	職業人セミナー、職場体験の他、社会参加継続支援事業を実施する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 3 遊びや体験の場の整備

施策展開の方向性

- 子どもがいきいきと遊べる場や居場所づくりを推進します。
- 自然とのふれあいや文化・芸術活動、スポーツ活動への参加の機会を提供し、子どもの体験活動や心身の健康づくりを進めます。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	子どもの遊びと健全育成の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、小学生の居場所及び安全を確保する事業を実施する。
(2)	自然体験学習等の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、青少年教育施設や青少年科学館等の事業を実施する。
(3)	文化・芸術活動の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	芸術、文化、美術、伝統、歴史等に触れる機会を拡充する。
(4)	スポーツ活動の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立に向けた取組を行う。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

《アンケート調査結果》

基本目標	取組への感想	割合 (%)	基数
Ⅴ 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	1 取組は十分	3.9 %	8,307
	2 取組は普通	25.8 %	
	3 取組は不十分	26.5 %	
	4 計画を知らない	32.9 %	
	5 わからない	9.0 %	
	不明	1.9 %	

個別事業評価

P42

基本目標Ⅶ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

達成度 3

施策の方向▶▶▶ 1 子育てに配慮した住宅の整備

施策展開の方向性

- 子育て世帯がゆとりのある住環境の中で生活ができるよう、ファミリー向け賃貸住宅の誘導や特定優良賃貸住宅等への入居を促進します。
- 子育て世帯の入居機会の拡大が図られるよう、検討を行います。
- 安全な住環境の確保に向けた啓発活動等を進めます。

推進項目	達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
	22	23	24		
(1) 子育てに配慮した民間住宅の普及推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、子育てに配慮した民間住宅の普及・啓発を行う。
(2) 特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、事業者の協力による入居者負担額抑制の誘導を行う。
(3) 市営住宅の入居システムの工夫	3	3	3	目標をほぼ達成	世帯状況に応じた負担額の設定や定期借家制度の導入を検討する。
(4) 健康で安全な居住環境の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	市民への正しい知識の普及・啓発に向け、効果的な手法を検討する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 2 安心して外出できる環境の整備

施策展開の方向性

- 「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、子ども連れに配慮した公共的施設の整備を促進します。
- 妊婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、鉄道駅舎へのエレベーター・エスカレーターの設置を進めるとともに、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置促進に向けた働きかけを行います。
- 安全で快適な道路環境の整備を推進します。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	福祉のまちづくりの推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、福祉のまちづくり条例の普及・啓発を行う。
(2)	授乳コーナーやベビーベッドの設置促進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、授乳コーナーやベビーベッドの設置の普及・啓発を行う。
(3)	バリアフリー化の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、公共的施設のバリアフリー化を促進する。
(4)	安全で快適な道路環境の整備	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、交通安全対策を推進し、死傷事故の削減に努める。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 3 子どもの安全の確保

施策展開の方向性

- 子どもの安全を確保するため、学校における交通安全教育や地域と連携した交通安全教室を充実します。
- 食の安全を確保するための取組や食品等の安全性に関する情報を提供します。
- 誤飲・誤食事故による死亡やけがを未然に防止するため、保護者に対する事故予防のための情報提供と教育を充実します。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	交通安全教育の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、歩行者マナーや自転車の乗り方等交通安全教育を実施する。
(2)	食の安全の確保	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、ノロウイルスによる食中毒防止の啓発広報を実施する。
(3)	家庭における乳幼児の事故の未然防止	3	3	3	目標をほぼ達成	不慮の事故防止や家庭用品安全対策の知識の普及・啓発を推進する。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

施策の方向▶▶▶ 4 犯罪を防止する活動の推進

施策展開の方向性

- 関係機関との連携を強化し、青少年の非行の未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を進めます。
- 市民・事業者・関係団体・警察及び行政が一体となって、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を充実します。
- 子どもの携帯電話の安全な使用について啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、インターネット問題に関する相談支援体制を充実します。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(1)	青少年の非行防止活動の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、「こども110番」事業の拡充への協力を行う。
(2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、犯罪被害に遭わないための対処方法等を充実する。

推進項目		達成度（年度）			達成状況	今後の方向性
		22	23	24		
(3)	子どもが安心してインターネット等を利用できる環境の整備	3	3	3	目標をほぼ達成	引き続き、ネットいじめや学校裏サイト等の問題の未然防止に向けた取組を行う。

※達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

《アンケート調査結果》

基本目標	取組への感想	割合 (%)	基数
Ⅶ 子どもと子育てにやさしいまちづくり	1 取組は十分	3.1 %	8,307
	2 取組は普通	22.6 %	
	3 取組は不十分	30.1 %	
	4 計画を知らない	33.5 %	
	5 わからない	9.0 %	
	不明	1.8 %	

(2) 目標事業量設定事業の進捗状況について

本市では、計画を進める中で、次の事業について目標事業量を設定し、事業を推進しています。

■ 目標事業量設定事業の一覧

区分		単位	年度実績			平成26年度 目標事業量	達成率 (%)	
			22	23	24			
基本目標Ⅱ	認可保育所	認可保育所定員	人	14,675	15,905	17,490	18,605	94.0
		延長保育事業	か所	162	185	205	230	89.1
		一時保育事業	か所	32	35	43	39	110.3
		休日保育事業	か所	6	6	6	7	85.7
		夜間保育事業	か所	1	1	1	1	100.0
認可外	家庭保育福祉員(保育ママ)	人	69	94	117	95	123.2	
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	3	4	75.0	
基本目標Ⅲ	地域子育て支援センター	か所	48	49	51	51	100.0	
	ふれあい子育てサポート事業	か所	4	4	4	5	80.0	
	ショートステイ事業	か所	1	2	2	5	40.0	
	トワイライトステイ事業	人	2	7	10	10	100.0	
基本目標Ⅴ	放課後児童健全育成事業	か所	113	113	113	113	100.0	
	※()内は国庫補助対象	人	※(86) 10,263	※(89) 11,850	※(93) 12,167	13,700	88.8	

※ 達成率については、小数点第2位を四捨五入したものの。



個別事業評価

1 子どもの権利の尊重

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)		①かわさき子どもの権利の日事業	広く市民に子どもの権利についての関心と理解を深めるため、関係団体や市民グループ等との連携を図り、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催するとともに、市民企画の講座やイベントなどを支援します。	3	3	3	2	市・こ
	●	②子どもの権利についての広報・啓発	子どもの権利に関する意識の向上を図るため、これまでの子どもを中心とした広報に加え、パンフレットの配布先の新規開拓や大人が集まる場所等での広報の方法を検討し、大人向けの広報を進めます。	3	3	3	2	市・こ
(2)		①子どもの権利に関する行動計画の取組	子どもの権利に関する行動計画において、子どもの意見表明・参加を施策の方向性として位置づけ、推進します。	3	3	3	1	市・こ
		②子どもの参加を促進するための広報・啓発	市ホームページ等の媒体を通じて、子どもが参加している事業等を子どもの興味をひくような方法で紹介することによって、子どもの参加を促進する「子どもの権利啓発事業」を実施します。	3	3	3	1	市・こ
(3)		①人権オンブズパーソンの周知	子ども・親・関係機関に向け、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソンの広報を進め、周知に努めます。	3	3	3	1	市民才
		②相談窓口の周知	相談窓口や機関を記載したカード等を子ども等へ配布し、子ども自身と親が相談できる窓口について周知を図ります。また、児童養護施設等に入所する子どもに権利ノートを配布し、子ども自身の権利の確認や、権利が侵害された場合の相談の方法について周知を図ります。	3	3	3	1	こ本部 市民才 教育委
	●	③虐待相談・通告への初期対応の充実	虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能の充実を図ります。	3	3	3	1	こ本部
		④人権尊重教育研修事業の実施	保育園等に通う子ども一人ひとりの権利や個性が尊重されるよう、関係職員が子どもの権利等について学ぶ機会を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		⑤施設内虐待についての対応	施設内虐待を受けた子どもを救済するための仕組みづくりを進めるとともに、施設職員の対応方法等についてのガイドラインの作成や、施設内虐待の防止に向けた研修を実施します。	3	3	3	1	こ本部
(4)		①児童虐待問題対策委員会の活動の充実	児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。	3	3	3	5	こ本部
		②要保護児童対策地域協議会の活動の充実	市及び各区に設置した要保護児童対策地域協議会において、関係機関同士の情報共有と、連携の強化を図り、児童虐待の防止に努めます。	3	3	3	5	こ本部
		③啓発活動の充実	児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。	3	3	3	1	こ本部
		④乳幼児虐待予防教室の充実	区の保健福祉センターにおいて、育児不安を持つ母親や子どもとの関係に悩む母親のための相談支援や教室を充実します。	3	3	3	1	こ本部 区役所

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(5)		①多文化共生教育の推進	「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもが自分たちの文化に対する自尊感情を育むと同時に、すべての子どもが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識を醸成します。	3	3	3	1	教育委
		②ふれあい館事業の充実	国籍・民族・言語・文化などの違いに関わらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会の創造を目指すために、民族文化についての講座や各種行事を行うふれあい館事業を充実します。	3	3	3	1	こ本部 教育委 川崎区
		③日本語指導等協力者派遣事業の推進	海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るため、日本語指導等協力者を派遣します。また、派遣後の学習支援につなげるよう、関係機関のネットワークや日本語指導等協力者の研修を充実しながら支援を進めます。	3	3	3	1	教育委

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

2 子どもの意見を尊重したまちづくり

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①川崎市子ども会議の充実	子ども自身が川崎市のまちづくりについて考え、意見表明し、情報を発信することを支援するとともに、子どもの意見を市政に反映させる場としての川崎市子ども会議の充実を図ります。また、行政区子ども会議及び中学校区子ども会議との連携を推進します。	3	3	3	1	教育委
	●	②行政区・中学校区子ども会議の充実	地域社会のあり方などについて、子どもと大人で一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実し、子どもの意見を反映した地域づくりを推進します。	3	3	3	1	教育委
		③他都市の子ども会議との交流促進	他都市の子ども会議の情報収集や交流等を通して、活動の活発化を図ります。	3	3	3	1	教育委
(2)		①子ども夢パークの充実	子ども夢パークにおける子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制のさらなる発展を図ります。	3	3	3	1	こ本部
		②青少年フェスティバルの推進	青少年が中心となって、青少年によるゲームコーナーや工作コーナーなどのブース運営を支援する青少年フェスティバルを開催し、青少年の社会参加を促進します。	4	3	3	1	こ本部

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

基本目標Ⅱ

家庭の力を育てる仕組みづくり

1 少子化や子育てに対する意識啓発

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)		①男女平等推進学習等への男性の参加促進	男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級などを開催し、男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を行います。また、講座の開催時間や内容の見直しを進め、男性の各種講座への参加を促進します。	3	3	3	2	市・こ
				3	3	3	1	こ本部
				3	3	3	1	教育委
		②男女平等啓発事業の推進	小学生、中学生、高校生及び保護者向けの教材やカリキュラムを活用した男女平等教育を推進し、男女共同参画の意識啓発に努めます。	3	3	3	1	市・こ
3				3	3	1	教育委	
(2)	●	①育児体験学習の機会の充実	若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、公立保育園における小・中学生や高校生などを対象とした育児体験学習の機会を充実します。	3	3	3	1	こ本部

※今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①育児・介護休業制度等の普及・啓発	「かわさき労働情報」や市のホームページなどを通して、広く事業所等に対し、育児・介護休業制度等の関係法令や制度についての情報提供や普及・啓発を行います。	3	3	3	1	経済労
		②育児休業取得促進に向けた啓発	男性の育児・介護休業取得促進のため、講座を開催したり、必要に応じて講師の紹介等を行います。	3	2	3	1	市・こ
(2)	●	①「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発	「かわさき労働情報」や市のホームページなどを通して、次世代育成支援対策推進法の改正と一般事業主行動計画の策定や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての情報提供や普及・啓発を行います。	3	3	3	1	経済労
		②コンサルタント派遣事業	希望する市内の中小企業にコンサルタントを派遣し、現状を把握した上で「ワーク・ライフ・バランス」導入の企画や従業員への周知と運用のサポートを行います。	3	3	3	1	経済労
		③働き方のあり方の研究	経営者の代表者、労働組合の代表者及び川崎市が協働して、非正規労働者の雇用問題やワークシェアリングを含む働き方のあり方について研究します。	3	3	3	1	経済労
(3)	●	①女性の就労継続支援に向けた情報提供	女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど、女性の就労継続を支援します。	3	3	3	2	市・こ
		②子育てがしやすい職場環境づくり	商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。	3	3	3	1	経済労
				3	3	3	1	こ本部

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

3 多様な保育サービスの充実

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①保育受入枠の拡大	保育緊急5か年計画に基づき、認可保育所の整備を推進し、定員の拡大を図り、家庭保育福祉員や認可外保育事業を充実することによって、保育環境の整備を進めます。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	2	2	3	1	こ本部
		①延長保育事業の拡充	就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育事業を拡充します。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	2	2	こ本部
(2)	●	②一時保育事業の拡充	女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	2	2	こ本部
		③休日保育事業の充実	休日に働かなければならない保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、休日保育事業の充実を図ります。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	2	こ本部
		④病後児保育事業の充実	保護者の子育てと仕事の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を充実します。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	1	こ本部
(3)	●	①第三者評価の受審の促進	保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育園における第三者評価の受審を促進します。	3	3	3	1	こ本部
		②認可外保育施設の指導	認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	2	こ本部

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

4 要支援家庭対策の充実

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①家庭的養護の推進	里親制度を紹介したパンフレットの作成や里親養育体験発表会の開催などを通して、里親の新規登録や里親への委託を拡充するとともに、里親の養育技術の向上を図るための研修及び里親への支援体制を充実し、里親の育成に努めます。また、新たに小規模住居型児童養育事業を実施します。	3	3	3	1	こ本部
		②児童養護施設等の整備の推進	児童虐待相談・通告件数の増加や市外措置の解消、児童相談所における一時保護長期化の解消など、児童虐待の増加による要保護児童の増加に対応するため、児童養護施設や乳児院等の整備を推進します。	3	3	3	1	こ本部
		③施設機能の見直し	特別な支援を必要とする子どもの増加に対応するため、家庭的な生活環境に配慮したケア単位の小規模化や、医療ケアなどの専門的ケアに向けての取組を強化するなど、施設に求められる役割と機能を踏まえた施設の整備を推進します。	3	2	3	1	こ本部
		④家庭支援機能の強化	児童相談所の再編整備を推進するとともに、社会的養護にかかる地域ネットワークの構築など、相談関係機関相互の連携を確保しながら、家庭支援機能を強化します。	3	3	3	1	こ本部

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	⑤研修体制の充実	保護児童の増加に対応できる人材を育成するため、医療・心理の専門的ケアの技術向上に向けた研修体制を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(2)		①自立支援策の強化	児童養護施設等を退所した子どもに対し、自立支援援助ホームの職員の就労支援による自立支援を実施します。	3	3	3	1	こ本部
(3)		①ひとり親家庭への相談支援	ひとり親家庭のための相談や情報提供などの支援体制を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		②日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		③就業・自立支援センター事業の実施	母子家庭の就業及び自立を支援するため、就業・自立支援センター事業を実施し、求人情報の提供等を行います。	3	3	3	1	こ本部
		④母子家庭の就業機会の拡大	就業機会の拡大を図るため、母子家庭に対し、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業を実施します。	3	3	3	1	こ本部
		⑤母子家庭への貸付事業の実施	母子家庭を経済的に支援するため、就学支度資金や修学資金等の貸付事業を実施します。	3	3	3	1	こ本部
		⑥施設に入所している家庭の自立支援	母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた支援を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(4)		①障害児支援ネットワークの検討	子どもの成長に応じ、一貫した支援が行われるよう、保健、医療、福祉、教育、就労に関わる機関や関係者の支援ネットワークの強化に向けた体制整備について検討します。	3	3	3	1	こ本部
		②相談窓口の充実	区役所において、各種相談支援や制度・サービスの利用案内を行うとともに、専門機関との連携を図りながら、総合的な相談窓口としての機能を充実させます。	3	3	3	1	健福 こ本部 区役所
	●	③(仮称)中央療育センターの整備	入所・通所機能と地域支援機能を一体的に提供するため、現在の中部地域療育センターと知的障害児施設しいのき学園を再編し、障害児の通所・入所機能を併せ持った(仮称)中央療育センターを整備します。	3	3	3	1	こ本部
	●	④地域療育センターの整備・充実	療育ニーズの増加・多様化に対応するため、宮前区に西部地域療育センターを設置します。また、既存の地域療育センターとともに、障害のある子どもの地域における生活の充実に向けた総合的なマネジメント機能を有する専門機関として機能を充実を図ります。	3	3	3	1	こ本部
	●	⑤発達相談支援機能の充実	成長に応じた一貫性のある支援を通じて、子どもの社会への適応力を高めるため、中核機関である発達相談支援センターにおいて、発達障害についての相談支援、発達支援、就労支援等を実施します。また、西部地域療育センターや、(仮称)中央療育センターにおいても主に発達相談支援機能を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		⑥障害の発見から療育支援までの連携促進	各種健康診査等によって発見された障害の疑いのある子どもに対し、地域療育センターにおいてできるだけ早期からの相談、医学的検査・診断及び家族に対する相談を行い、円滑に療育が受けられるよう関係機関の連携を促進していきます。	3	3	3	1	こ本部

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(4)		⑦質の高い療育の提供	地域療育センターにおいて、通園療育のほか、発達段階に応じた療育を提供していきます。さらに、就学前の障害や障害が疑われる子どもと家族への総合的・継続的な相談・療育の充実とともに、学齢期の専門的支援機関として機能の充実を図ります。	3	3	3	1	こ本部
		⑧入所施設における生活支援	障害の状況や保護者等の状況により家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、入所施設において日常生活上の支援を行います。	3	3	3	1	こ本部
		⑨地域活動への支援	区役所、地域療育センターにおいて、障害特性に応じた専門的な相談や支援を必要とする子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援や、これらを主催するNPO法人などとの連携を推進します。	3	3	3	1	こ本部
		⑩発達相談支援コーディネーター養成研修の実施	地域の子どもとともに育つ観点から、身近な場所で専門的援助と多様な療育が受けられるよう支援体制の整備を進めるとともに、子どもと家庭への支援を進めるため、地域療育センターや関係機関等との連携強化を図ります。また、保育所や幼稚園を対象として発達相談支援コーディネーター養成研修を実施し、発達障害のある子どもとその家族への支援を充実します。	3	3	3	1	こ本部

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

5 経済的負担の軽減

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)		①私立幼稚園保育料等補助の実施	私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。	3	3	3	2	こ本部
		②幼児園児保育料補助の実施	幼児園(幼稚園類の幼児施設で、市が認定する施設)に在籍する幼児の保護者に対し、保育料の一部を補助します。	3	3	3	1	こ本部
(2)		①就学援助の実施	経済的理由のため、就学が困難な小・中学生を持つ家庭に対し、就学援助を行います。	3	3	3	1	教育委
		②奨学金の支給	経済的な理由のため、修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。	3	3	3	1	教育委
(3)	●	①医療費の助成	子どもの健康と福祉の増進を図るため、小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費支給、小児慢性特定疾患医療費助成等の医療費を助成します。	3	3	3	1	健福 こ本部
		②入院助産制度の実施	経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	3	3	3	1	こ本部
(4)		①子育て家庭への手当の支給	次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、子ども手当を支給します。また、児童扶養手当については、国の制度変更に伴い、母子家庭に加え、父子家庭にも支給対象を拡大して実施します。	3	3	3	1	こ本部

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

1 地域における子育て家庭への支援

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①区における子ども・子育て支援の推進	区における子ども・子育て支援の充実を図るため、地域における子育て家庭のニーズや地域の特性を踏まえた子育て支援を推進します。	3	3	3	1	区役所
(2)	●	①地域子育て支援センターの充実	親子が気軽に集い、安心して遊べる地域子育て支援センター事業を拡充するとともに、事業内容の充実を図ります。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	2	こ本部
		②子育てサロン等への支援	乳幼児親子が気軽に集い、親子同士や世代間交流のできる場として、地域の団体が主体的に開催している子育てサロン等を支援します。	3	3	3	1	区役所
	●	③こども文化センターの充実	乳幼児がより利用しやすくなるよう、こども文化センターの施設や設備の整備を計画的に推進します。また、子育て相談などに対応できるよう、職員の専門性の向上に努めます。	3	3	3	1	こ本部
(3)	●	①ふれあい子育てサポート事業の実	市民同士が互いに子育て支援するふれあい子育てサポート事業について、利用したい市民と援助したい市民同士のコーディネートを行うサポートセンターの機能充実を図ります。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	1	こ本部
		②産後家庭支援ヘルパー派遣事業の充実	体調不良の妊産婦のいる家庭に、家事や育児の援助を行う産後家庭支援ヘルパー派遣事業を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(4)		①民生委員・児童委員活動への支援	地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、民生委員・児童委員、主任児童委員の研修等を充実します。	3	3	3	1	こ本部 健福
(5)		①保健福祉センターにおける子育て支援の充実	保健福祉センターにおいて、地域の子育て講座への講師の派遣等により活動支援を充実します。	3	3	3	1	区役所
		②保育所の子育て支援の充実	保育所において、園庭開放や地域の子どもとの交流、子育て相談、保育参加などを実施し、地域における子育て家庭を支援します。	3	3	3	1	こ本部
		③ショートステイの拡充	児童福祉施設等の養育機能や地域の資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	1	こ本部
		④トワイライトステイの実施	保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間養育するトワイライトステイ事業を実施します。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	1	こ本部

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①区役所における相談支援体制の充実	市民の子育てについての相談に的確に対応するため、関係機関同士の連携を強化し、区役所における相談支援体制を充実します。	3	3	3	1	区役所
		②保育所における相談事業の実施	乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めます。	3	3	3	1	こ本部
		③地域子育て支援センターにおける相談事業の実施	地域子育て支援センターを、地域の身近な相談窓口として、子育てについての相談事業を進めます。	3	3	3	1	こ本部
		④相談員の資質の向上	子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修内容を充実するとともに、児童相談所や関係機関との連携を強化します。	3	3	3	1	こ本部
	●	⑤児童相談所の再編整備	児童相談所の再編整備を推進し、児童相談所における相談支援体制の強化を図ります。	3	3	3	1	こ本部
(2)		①子育てガイドブックの作成	子育てガイドブック(全市版、区版)を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。	3	3	3	1	こ本部 区役所
	●	②多様な方法による情報提供	市及び各区ホームページ等を通じて子育て情報を提供するとともに、子育て関係施設などにおける情報提供を充実します。	3	3	3	1	こ本部 区役所
(3)	●	①子育てのネットワークの構築	子育て関係機関、子育て関係団体、地域住民等が連携し、地域における子育てのネットワークづくりや世代間交流を促進します。	3	3	3	1	区役所
		②社会福祉協議会への支援と連携の強化	社会福祉協議会が開催する地域の子育て支援事業への支援を行うとともに、社会福祉協議会と区役所との連携を進めます。	3	3	3	1	こ本部 区役所
(4)		①子育てサークルの育成・支援	保健福祉センター及びこども支援室による子育ての仲間づくりの場の提供と講師の派遣、こども文化センターにおける活動場所や子育て情報の提供などを通して、子育てサークルを育成・支援します。	3	3	3	1	こ本部 区役所
		②地域子育て自主グループ活動費の助成	地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上に努めます。	3	3	3	1	こ本部

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)		①地域活動への支援	地域において、子育て家庭をあたたく見守る地域活動を支援します。	3	3	3	1	区役所
	●	②子育てボランティアの養成と活動支援	「すくすく子育てボランティア事業」により、子育てボランティアを養成し、活動を支援します。	3	3	3	1	こ本部

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(2)		①青少年育成連盟への支援	青少年育成連盟への支援を行い、加盟団体相互の交流及び連携を密にして、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。	3	3	3	1	こ本部
		②青少年指導員の設置	青少年指導員を設置し、地域社会において、青少年の体験活動の促進、青少年団体の育成を支援し、青少年に望ましい地域づくりを推進します。	3	3	3	1	こ本部
		③青少年フェスティバル等の推進	青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会を支援し、青少年健全育成事業(青少年フェスティバル等)を推進します。	3	3	3	1	こ本部
		④少年団体リーダー養成事業への支援	地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う少年団体のリーダー養成研修事業を支援します。	3	3	3	1	こ本部

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

基本目標Ⅳ

親と子の心とからだの健康づくり

1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①母子保健指導事業の充実	母子健康手帳交付時の相談支援や情報提供の充実を図り、安心・安全な妊娠期を過ごせるように支援します。	3	3	3	1	こ本部
	●	②妊産婦健康診査の充実	安心・安全な妊娠期や産じょく期を過ごすため、妊産婦健康診査についての広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		③歯科保健指導の充実	う蝕や歯周病に罹患しやすい妊娠中におけるブラッシング指導を充実します。	3	3	3	1	健福
(2)		①両親学級の充実	妊娠中の食生活や、飲酒、喫煙等の健康習慣を見直したり、子育ての仲間づくりができるよう、内容の充実を図ります。また、テキストを改訂し、父親に向けた情報提供の充実を図ります。	3	3	3	1	こ本部
(3)		①特定不妊治療への助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施します。	3	3	3	1	こ本部
		②不妊専門相談センター事業の充実	専門医や不妊症看護認定看護師による不妊専門相談センター事業の啓発に努めるとともに、不妊に悩む人に対する相談支援体制を強化します。	3	3	3	1	こ本部
		③女性医師による健康相談の充実	不妊に伴う悩み等に対応するため、保健福祉センターにおける女性の健康づくりに向けた相談支援の体制を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(4)		①周産期医療体制充実の要望	安心して妊娠・出産ができるよう、産科医の確保や周産期医療体制の充実を国や神奈川県に要望します。	3	3	3	1	健福
	●	②総合周産期母子医療センターの運営支援	妊娠・出産時における母子の生命の安全を確保し、周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎児異常などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に対して24時間体制による総合周産期母子医療センターの運営を支援します。	3	3	3	1	健福

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

2 親と子の健康づくり

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①乳幼児健康診査等の充実	子どもの健やかな発育・発達を支援するため、乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、相談支援の場としての機能を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		②親子の交流や仲間づくりの促進	保健福祉センターにおいて育児不安の軽減や親子の孤立防止のため、子育ての仲間づくりを進めます。あわせて、多胎児や外国籍母子などの共通の状況にある親子の交流を促進します。	3	3	3	1	こ本部
(2)	●	①母子訪問指導事業による全戸訪問の実施	新生児訪問とこんにちは赤ちゃん訪問による乳児家庭全戸訪問を実施し、情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、必要な支援を行います。	2	3	3	2	こ本部

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(2)		②対象者のニーズに合わせた訪問指導の充実	新生児・未熟児訪問、妊娠高血圧症候群予防訪問、家族計画指導訪問、乳幼児訪問等を適切な時期に適切な方法で実施し、個別のニーズに応じた支援を進めます。	2	3	3	1	こ本部
	●	③児童虐待の早期発見・早期対応	子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(3)	●	①母子保健教室の充実	育児不安を持つ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室や、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(4)	●	①食育の推進	「食育」を地域社会全体で推進するため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習機会や情報を提供します。	3	3	3	1	健福
		②食と健康教室等の充実	家族の健康と食生活についての基礎づくりを進めるため、食と健康教室（離乳食・幼児食教室）等の各種教室を充実します。	3	3	3	1	健福
(5)		①乳幼児歯科健診の充実	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健康診査と保健指導を充実します。	3	3	3	1	健福
(6)		①在日外国人母子保健サービスの充実	外国人市民の親子に対して、副読本として外国語版母子健康手帳を配布するとともに、外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。	3	3	3	1	こ本部
(7)		①アレルギー相談の充実	アレルギーを持つ子どもの健康増進を図るため、アレルギー相談を充実します。	3	3	3	1	健福
		②ぜん息児の健康回復・増進	ぜん息児キャンプや水泳教室などを通じて、ぜん息児の健康回復・増進を図ります。	3	3	3	1	健福
		③アレルギー疾患に対する知識の普及	アレルギー予防講演会等によりアレルギー疾患に対する正しい知識の普及に努めます。	3	3	3	1	健福
(8)		①予防接種の正しい知識の普及・啓発	乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい知識の普及・啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図ります。	3	3	3	2	健福
(9)		①小児急病センターの充実	休日や夜間における初期救急を確保するために、休日（夜間）急患診療所や小児急病センターにおける小児科医療の維持をはじめ、病院群輪番制による小児科第二次救急医療体制の確保に努めます。	3	3	3	2	健福
		②院内保育の運営支援	小児科医や看護師を確保するため、院内保育の運営を補助し、女性医師等が働きやすい職場環境づくりを支援します。	3	3	3	2	健福

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

3 思春期の保健対策の充実

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)		①相談機関の周知徹底と支援体制の充実	本人や家族が相談しやすいよう、相談機関の周知徹底に努めるとともに、支援体制を充実します。	3	3	3	1	こ本部
		②関係機関相互の連携強化	心の問題への対応を充実するため、保健福祉センターや精神保健福祉センター等の関係機関の連携を強化します。	3	3	3	1	こ本部
(2)	●	①思春期保健健康教育の推進	保健福祉センターと学校等が連携して、子どもや保護者を対象に、性に関する健全な意識の醸成や、性感染症、飲酒・喫煙、薬物乱用の防止に向けた思春期保健健康教育を推進します。	3	3	3	1	こ本部 教育委
(3)		①性感染症についての知識の普及・啓発	性感染症防止のため、正しい知識等の普及・啓発に努めます。また、エイズ相談・検査の充実を図ります。	2	3	3	1	健福

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

1 家庭や地域の教育力の向上

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)	●	①家庭・地域教育学級の充実	子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、家庭教育に関する課題等について学ぶ機会を提供し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・市民館における家庭・地域教育学級を充実します。	3	3	3	1	教育委
		②市民館保育活動の実施	子育て期の親の学習を支援するため、保育ボランティアを養成し、教育文化会館・市民館主催事業に保育を併設します。	3	3	3	1	教育委
		③PTAや自主グループによる家庭教育学級の充実	PTAや自主グループによる家庭教育学級の充実を通して、地域における身近な場での家庭教育支援を推進します。	3	3	3	1	教育委
(2)		①子育て支援啓発事業の開催	子育て支援に関する施策を行う関係機関と連携しながら、子育て広場などの交流イベントの開催や情報紙の発行等を通して、親同士の交流や子育てに関する情報交換を促進し、地域における子育てネットワークの構築を支援します。	3	3	3	1	教育委
		②市民自主学級・市民自主企画事業の開催	教育課題も含めた、地域や社会の課題解決等を目的とした市民からの企画提案を基に、市民と市民館等の協働により創る市民自主学級・市民自主企画事業を実施及び実施の過程を通して、市民の自主的な学びと市民活動の促進を図ります。	3	3	3	1	教育委
	●	③地域教育会議の活性化	地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や関係機関と協働して取組み、市民の自主的・主体的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の活性化を図ります。	3	3	3	1	教育委
	●	④子ども会議の充実	地域社会のあり方などについて、子どもと大人で一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実し、子どもの意見を反映した地域づくりを推進します。	3	3	3	1	教育委

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(1)		①幼保一体化の研究	就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるよう、本市における幼保一体化施設のモデル園としての認定こども園での研究を支援します。	3	3	3	4	こ本部
	●	②私立幼稚園への支援	私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入れや預かり保育など子育て支援の充実に向けた支援を行います。	3	3	3	2	こ本部
		③幼・保・小の連携に向けた取組の促進	幼児期から学齢期への発達の連続性を踏まえ、子どもや保護者が安心して就学を迎え、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、小学校間の情報交換や連携の強化に向けた取組を進めます。	3	3	3	1	こ本部 区役所 教育委
		④幼児教育への支援	幼児教育に携わる教職員・指導者等に向けた講座や研修を実施することにより、幼児教育の充実を図ります。	3	3	3	1	こ本部

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
				22	23	24		
(2)	●	①「かわさき共生・共育プログラム」の実施	豊かな人間関係を育む「かわさき共生・共育プログラム」を実施するなど、命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、こころ豊かな子どもを育成します。	3	3	3	1	教育委
		②いのち、こころの教育の推進	子どもが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きていく姿勢や、他者を尊重する姿勢を育みます。また、豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪を判断する力、基本的なしつけ等が身につくように家庭や地域と連携しながら、社会のルールを守る子どもを育成します。	3	3	3	1	教育委
		③人権尊重教育の推進	「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるように人権尊重教育を推進します。	3	3	3	1	教育委
(3)	●	①いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組	教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの有効な活用、適切な相談機関との連携等、相談機能を充実し、早期発見・適切な対応を図ります。また、問題を学級担任だけで抱えこまず、組織で対応する体制づくりと、小学校と中学校の連携を推進します。	3	3	3	1	教育委
		②不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実	不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや学習活動、体験活動、グループ活動等を組織的、計画的に行う教育支援センター（適応指導教室「ゆうゆう広場」）の充実を図ります。また、児童相談所やNPO法人、フリースペース等の関係機関と児童生徒の在籍校との連携により、子どもへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。	3	3	3	1	教育委
(4)	●	①子どもの体力・運動能力の向上	体力測定等を行い、子どもの体力・運動能力等を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけを行うことで、子どもの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。	3	3	3	2	教育委
		②学校における食育の推進	バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう「食に対する指導」を推進します。	3	3	3	1	教育委
(5)	●	①読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	子どもが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。	3	3	3	1	教育委
		②自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	子どもが、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を発達状況に応じて行います。	3	3	3	1	教育委
		③思考力・判断力・表現力等を向上させる学習指導の充実	子どもの思考力・判断力・表現力等を向上させるために、そのような力を活用する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。	3	3	3	1	教育委
		④コミュニケーション能力の向上	好ましい人間関係づくり等が図られるよう、自分の考えをまとめて相手に分かりやすく説明することや、相手の表情を見て、相手の話を聞き理解するなど、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。	3	3	3	1	教育委

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(5)		⑤学習状況調査の実施	子どもの学習状況を正しく把握し、子ども一人ひとりにあった学習方法をアドバイスし、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。	3	3	3	1	教育委
		⑥少人数学級等の推進	学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細やかな指導ができる体制づくりを推進します。	3	3	3	1	教育委
		⑦少人数指導などきめ細やかな学習指導の推進	基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導等を推進し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。	3	3	3	1	教育委
		⑧私立中学校・高等学校への支援	教材費の補助等を通じて、特色ある教育を行っている私立中学校及び高等学校への支援を実施します。	3	3	3	1	こ本部
(6)		①各区教育担当の学校運営支援	各区に設置した教育担当が、区・こども支援室と連携しながら、各区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応など学校運営支援を推進します。	3	3	3	2	教育委
		②地域に開かれた学校づくりの促進	学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。	3	3	3	1	教育委
		③地域の資源を活用した教育の推進	学校教育に地域の人材やNPO法人・企業を積極的に活用することや、学校支援センターによる支援により、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもに伝え、活力ある教育活動を展開します。	3	3	3	1	教育委
		④商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進	地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、また、商品や技能を活用した出前講座などを実施することを通して、子どもに社会性や望ましい職業観、勤労観等の意識を育んでいきます。	3	3	3	1	教育委
		⑤コミュニティ・スクールの推進	保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって、学校運営に取組むコミュニティ・スクールを各区に設置するとともに、コミュニティ・スクールに指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携してよりよい教育の実現に取り組めます。	3	3	3	1	教育委
		⑥読書のまち・かわさき関連事業の推進	子どもから大人までが読書に親しむため、学校、地域、家庭でのさまざまな読書活動に取り組むことができる読書環境の整備を進めます。	3	3	3	1	教育委
		⑦小中連携・中高一貫教育の推進	義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開を図ることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。	3	3	3	1	教育委
		⑧市立高等学校の再編整備の推進	社会状況の変化に伴う新たなニーズに対応するため、川崎高校を中高一貫教育校とし、併せて二部制定時制課程を設置し、生徒にとっての新たな選択肢も提供できるようにするなど、市立高等学校の再編整備を推進します。	3	3	3	1	教育委

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(7)	●	①小・中・高等学校等における特別支援教育の推進	小・中学校における特別支援教育の推進のために、通級指導教室の拡充や巡回相談システム等の整備及び児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制を充実します。高等学校においては、校内体制の整備や特別支援教育コーディネーターの研修を充実します。また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、支援体制を充実します。	3	3	3	2	教育委
		②特別支援学校における機能拡充と特色ある学校づくり	特別支援学校は、地域の小・中学校等を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、特別支援学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めます。また、複数の障害に対応する特別支援学校の体制整備についても、検討を行います。	3	3	3	1	教育委
(8)	●	①義務教育施設等の計画的整備	安全で快適な教育環境を提供しながら地域資源として学校を有効活用するため、学校の適正規模・適正配置を踏まえて、義務教育施設等の計画的整備を行います。	3	3	3	1	教育委
	●	②適正規模・適正配置の検討	児童生徒数の増減に地域差があり、学校ごとのクラス数に差が生じてきているため、社会・地域の実情に考慮し、良好な教育環境を維持できるようにするなど、学校の適正規模・適正配置の検討を引き続き進めます。	2	2	3	1	教育委
(9)		①子ども・若者育成支援推進法に基づく環境の整備	ニート等困難を抱える若者の自立を支援するため、子ども・若者支援推進法に基づくネットワークの構築と自立までの支援体制の整備を推進します。	3	3	3	1	こ本部
		②若年者の就業支援の実施	若年者の職業的自立を目指し、若者の置かれた状況に応じた個別・継続的な総合就業支援（相談、カウンセリング、研修、職業紹介等）を実施します。	3	3	3	2	経済労

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

3 遊びや体験の場の整備

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(1)	●	①こども文化センターの整備	こども文化センターが、中学生や高校生の居場所として、より利用しやすくなるよう整備を推進します。また、玉川・菅生・日進町こども文化センターについては、老朽化に伴う建替えを推進します。	3	3	3	1	こ本部
		②アスкулによる利便性向上	放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスкулにより利用の利便性を図り、仲間づくりの促進と活動の場の提供に努めます。	3	3	3	1	こ本部
	●	③わくわくプラザの充実	放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するとともに、仲間づくりを促進するわくわくプラザを充実します。 (平成26年度目標事業量 → 28ページ)	3	3	3	1	こ本部

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(1)		④子育て支援・わくわくプラザ事業の実施	保護者の就労等の理由により、午後6時までにお迎えが困難な場合に、午後7時まで小学生の居場所及び安全を確保するための「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施します。	3	3	3	1	こ本部
		⑤街区公園の整備	子どもが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を推進します。	3	3	3	1	建緑
		⑥大規模公園等の整備	里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園や緑地づくりを推進します。	3	3	3	1	建緑
		⑦リフレッシュパーク事業の推進	老朽化した近隣・地区公園の整備計画を市民との協働により策定し、新たな公園に再生するリフレッシュパーク事業を推進します。	3	3	3	1	建緑
		⑧子ども夢パークの充実	子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、子どもの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、より広範な利用促進に努めます。	3	3	3	1	こ本部
		⑨子どもが安全に遊べる公園の維持管理	身近なところで子どもの安心・安全な遊び場を確保するため、地域住民が主体となって維持管理する公園を増やしていきます。	4	3	3	1	建緑
		⑩障害のある中高生への日中一時支援	障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動の支援を行いながら、社会に適應する日常的な訓練を行うため、障害児タイムケアモデル事業を実施します。	3	3	3	1	こ本部
(2)		①学校における体験活動の充実	青少年教育施設等において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを促進します。	3	3	3	1	教育委
		②青少年団体宿泊研修の充実	青少年の家、八ヶ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成に努めます。	3	3	3	1	こ本部
		③青少年科学館の活動の充実	青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を開催します。	3	3	3	1	教育委
		④夏休み親子工作教室の開催	各地域において夏休み親子工作教室を開催し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。	3	3	3	1	教育委
(3)		①文化・芸術施設における体験機会の提供	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を提供します。	3	3	3	1	市・こ
		②子どもの音楽活動の促進	子どもの音楽活動を促進するため、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、地域の音楽家との交流などを推進します。	3	3	3	2	教育委
		③市立図書館の活動の充実	お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、市立図書館において、幼児や小学生を対象におはなし会を開催し、子どもと本との出会いを促進します。	3	3	3	1	教育委
		④子どもの読書習慣の醸成	学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や市立図書館との連携を推進し、子どもの読書習慣を育みます。	3	3	3	1	教育委
(4)		①総合型地域スポーツクラブの育成	各区に1か所以上の総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、未設置区における準備組織設立に向けての取組を進めるとともに、既設の総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもの健康・体力づくりや世代間交流を促進します。	3	3	3	1	市・こ

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(4)		②スポーツセンター等における機会の提供	地域や関係機関との連携を強化し、スポーツセンター等において、子どもがスポーツに親しむ場やスポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。	3	3	3	1	市・こ

※1 達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2 今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

1 子育てに配慮した住宅の整備

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(1)	●	①ファミリー向け賃貸住宅の供給促進	不足しているファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住み替えを希望する高齢者持ち家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。	3	3	3	1	まち
		②子育てに配慮したマンション等の普及方策の検討	子育て世帯に適した居住環境を確保するため、事業者や管理組合等に対し、「川崎市子育て等あんしんマンション認定制度」を普及・啓発し、子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及に努めます。また、集会所を子育て仕様として整備した場合に、費用の助成や希望する認定マンションに子育て相談員を派遣します。	3	3	3	1	まち
(2)		①特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	特定優良賃貸住宅等について、子育て世帯が利用しやすいよう、入居機会の拡大と家主(認定事業者)への助成を通じた入居者負担の抑制を図ります。	3	3	3	1	まち
(3)	●	①市営住宅の入居システムの工夫	子育て世帯の入居機会の拡大を図れるよう、定期借家などについて検討を行います。	3	3	3	1	まち
(4)		①健康リビング推進事業の充実	住居内における健康上の危害の発生予防や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供や啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業を充実します。	3	3	3	1	健福

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

2 安心して外出できる環境の整備

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(1)	●	①福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「川崎市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。	3	3	3	1	まち
(2)		①授乳コーナーやベビーベッド設置への働きかけ	子ども連れでも安心して外出できるよう、公共的施設における授乳コーナーやベビーベッドの設置促進に向けた働きかけを行います。	3	3	3	1	まち
		②子ども連れに配慮した施設情報の提供	子ども連れに配慮した設備を整備した公共的施設をホームページや子育てマップ、周辺案内図等で紹介する取組を進めます。	3	3	3	1	こ本部
(3)	●	①バリアフリーのまちづくりの推進	鉄道駅を中心とした一体的なバリアフリーのまちづくりを推進します。	3	3	3	1	まち
		②歩行空間の整備	基本構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。	3	3	3	1	建緑
		③エレベーターの設置	鉄道駅舎のエレベーターの設置を促進します。	3	3	3	1	まち

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(4)	●	①道路の整備	安全で快適な利用に配慮した道路の新設・改良等の道路整備を進め、交通安全対策を推進します。	3	3	3	1	建緑
		②総合的な交通安全対策の推進	交通事故の多発している道路や歩行者等の安全な通行を確保するため、緊急に対策が必要である地区について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を推進するなど、効果的な取組により死傷事故の削減に努めます。	3	3	3	1	建緑

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

3 子どもの安全の確保

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(1)		①学校における交通安全教育の実施	各学校において、継続的・計画的に歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等の交通安全教育を実施し、交通事故から身を守る意識の高揚に努めます。	3	3	3	1	教育委
		②地域と連携した交通安全教室の充実	地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。	3	3	3	1	市・こ
		③チャイルドシートの着用	チャイルドシートを正しく着用するよう、子どもの安全への意識を高める啓発活動を行います。	3	3	3	1	市・こ
(2)		①食の安全に関する情報提供	ホームページやリーフレット等を通して、食の安全を確保するための取組や食品等の安全性に関する情報を提供します。	3	3	3	1	健福
(3)		①乳幼児の事故防止に向けた啓発	子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発に努めます。	3	3	3	1	こ本部 健福

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

4 犯罪を防止する活動の推進

推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(1)		①青少年の健全な育成環境推進事業の推進	神奈川県青少年保護育成条例の普及・啓発活動を推進するとともに、青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境の健全化に取り組む、青少年の健全な育成環境推進事業を進めます。また、有害図書類の陳列方法に係る立入調査を実施し、青少年をとりまく有害環境の改善に努めます。	3	3	3	1	こ本部
		②少年補導員活動への支援	少年補導員への支援を行い、地域における青少年の健全育成、非行防止、社会環境健全化に努めます。	3	3	3	1	こ本部


推進項目	重点	施策名	内容	達成状況(年度)			今後の方向性	所管局
(2)		①川崎市学校警察連絡協議会の充実	事件や子どもの非行を未然に防止するため、市立学校等と警察が児童生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。	3	3	3	1	教育委
		②地域の安全・防犯体制の取組強化	子どもが事件・事故に巻き込まれることのないよう、市民・事業者・関係団体・警察との連携を確保し、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」が中心となって行っている地域の安全・防犯体制への取組を強化します。また、地域住民が子どもの安全を見守るため、地域防犯活動の拠点整備を整備します。	3	3	3	1	市・こ
		③危機管理マニュアルに基づく安全管理体制の強化	学校における防犯対策として危機管理マニュアルに基づき、施設・設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。	3	3	3	1	教育委
		④こども110番事業の推進	子どもが被害者となる事件や事故を未然に防止し、地域の大人が子どもを温かく見守り、育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども110番」事業の推進を支援します。	3	3	3	1	こ本部
		⑤地域ぐるみの子どもの安全対策の推進	学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロールや通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など、子どもの安全を確保するためのネットワークづくりを推進します。	3	3	3	1	教育委
		⑥小学校低学年児童の安全対策の推進	市立小学校に通うすべての子どもに防犯ブザーを配布し、犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。	3	3	3	1	教育委
(3)		①啓発活動の推進	保護者が自ら情報活用能力を身につけることや子どもの携帯電話の安全な使用について啓発活動を推進します。	3	3	3	1	教育委
		②インターネット問題の未然防止	喫緊の課題となっているネットいじめや学校裏サイトなどのインターネット問題に対して、専用窓口による対応など、PTAや警察等の関係機関と連携して、問題の未然防止に向けて取組みます。	3	3	3	1	教育委

※1達成度：1 目標を大きく上回って達成 2 目標を上回って達成 3 目標をほぼ達成 4 目標を下回った 5 目標を大きく下回った

※2今後の方向性：1 同規模で継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 他事業と統合

※(注) 組織の略称

市・こ：市民・こども局、こ本部：市民・こども局こども本部、経済労：経済労働局、健福：健康福祉局、区役所：各区役所、教育委：教育委員会事務局、市民オ：市民オンブズマン事務局、建緑：建設緑政局、まち：まちづくり局



資料編

かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)実施状況について (平成22年度実績)

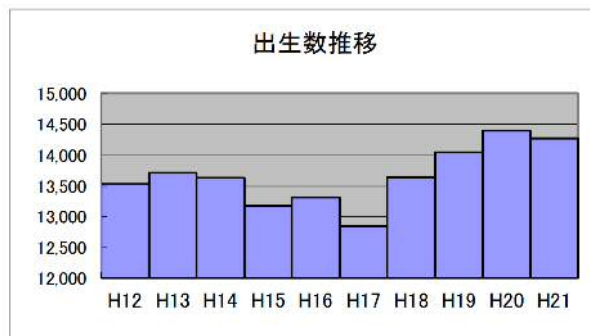
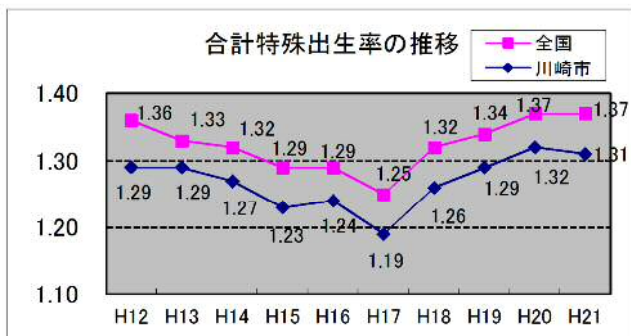
基本的視点

- 1 一人ひとりの子どもを尊重する視点
- 2 次代の親を育む視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 地域社会全体で子育てを支援する視点
- 5 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
- 6 すべての子どもと家庭を支援する視点
- 7 地域の社会的資源を生かす視点
- 8 サービスの質の視点
- 9 地域特性の視点

基本理念 小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

基本目標Ⅰ	子どもの権利を尊重する社会づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《子どもの権利についての普及・啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員やJリーグと連携して、サッカー試合やサッカー教室での子ども権利の広報を実施した。 <p>《子ども権利侵害に対する相談支援体制の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童に対する相談が複雑、多様化している中で、こども家庭センターの高度専門的相談支援機能の拡充と市内3か所の児童相談所の体制整備を図った。 	主な施策の実施状況	
1 子どもの権利の尊重 2 子どもの意見を尊重したまち			
基本目標Ⅱ	家庭の育てる力を支える仕組みづくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《仕事と子育てが両立できる職場環境づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県内4県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市)が合同で「神奈川ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を開催し県内企業における取組例の発表などを行い、地域の実情に合わせた推進を図った。 <p>《保育環境の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「保育緊急5か年計画(改訂版)」に基づき、認可保育所の整備等、保育受入枠の拡充に向けた取組を進めた。 <p>《障害のある子どもと家庭への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成23年4月開設に向け、中央療育センター通所部門(中部地域療育センター)の整備・開設準備を完了した。 	主な施策の実施状況	
1 少子化や子育てに対する意識啓発 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 多様な保育サービスの充実 4 要支援家庭対策の充実			
基本目標Ⅲ	子育て家庭を支援する地域づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《地域子育て支援センターの充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成22年4月に「すみよしのほら保育園」「田園調布学園大学みらいこども園」内に地域子育て支援センターを開設した。また、7月からは、市内10か所のこども文化センターにおいても開設し、市内48か所で事業を実施した。 <p>《地域子育て支援機能の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成23年4月開設の新乳児院において実施する、ショートステイ事業(定員5名)の開設準備を完了した。 <p>《子育てサークル活動等への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各区において、子育てサークル等に、講師派遣や子育て情報提供、仲間づくりの場の提供などの支援を実施した。 	主な施策の実施状況	
1 地域における子育て家庭への支援 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり 3 子どもが健やかに生まれ育つ			
基本目標Ⅳ	親と子の心とからだの健康づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《訪問指導の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出生数の増加傾向に加え、こには赤ちゃん事業の実施により、相乗効果として新生児訪問件数の増加を図った。 <p>《思春期保健相談等の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各区保健福祉センターにおいて、本人・家族からの電話・面接相談を実施した。また、毎週土曜には、こども家庭センターにて、思春期保健電話相談を実施した。 	主な施策の実施状況	
1 安心して妊娠・出産できる環境づくり 2 親と子の健康づくり			
基本目標Ⅴ	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《幼児教育の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成22年4月に、本市の幼保連携型認定こども園のモデル園として、「田園調布学園大学みらいこども園」を開設した。 <p>《若者の自立支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成22年7月に、若者の職業的自立支援のための総合窓口「かわさき若者サポートステーション」を開設した。 <p>《文化・芸術活動の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの音楽活動を促進するため、平成22年9月に小中学生を対象にオーケストラ鑑賞を行った。また、平成23年1月には、子どもの音楽の祭典を行い、小・中・高校生に音楽活動の発表の場を設けた。 ●川崎フロンターレと連携して、市立小中学校及び図書館において、選手による読み聞かせの実施や選手お薦めの一冊のリーフレットの配布を実施した。 	主な施策の実施状況	
1 家庭や地域の教育力の向上 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援			
基本目標Ⅵ	子どもと子育てにやさしいまちづくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《バリアフリー化の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平間・向河原・武蔵小杉駅、梶が谷・宮崎台駅及び生田・読売ランド前・百合ヶ丘駅周辺地区において、バリアフリー推進構想を策定した。 ●尻手駅(2基)、中野島駅(2基)、JR川崎駅(3基)の3駅のエレベーター整備補助を行った。 <p>《子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・関係団体・警察及び行政が一体となって防犯対策を推進するために、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」において、平成22年度推進計画を策定し、地域の実情に合わせた防犯対策を実施した。 	主な施策の実施状況	
1 子育てに配慮した住宅の整備 2 安心して外出できる環境整備 3 子どもの安全の確保			

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
全国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32	1.34	1.37	1.37
川崎市	1.29	1.29	1.27	1.23	1.24	1.19	1.26	1.29	1.32	1.31

H12	13,542人	H16	13,331人	H20	14,399人
H13	13,721人	H17	12,845人	H21	14,276人
H14	13,646人	H18	13,648人		
H15	13,175人	H19	14,051人		

区分		単位	平成21年度実績 (計画策定時)	平成22年度実績	平成26年度 目標事業量
認可保育所	認可保育所定員	人	13,605	14,675	18,605
	延長保育事業	か所	144	162	230
	一時保育事業	か所	24	32	39
	休日保育事業	か所	6	6	7
	夜間保育事業	か所	1	1	1
認可外	家庭保育福祉員 (保育ママ)	人	51	69	95
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	4
	地域子育て支援センター	か所	37	48	51
	ふれあい子育てサポート事業	か所	3	4	5
	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	か所	1	1	5
		人	2	2	10
	放課後児童健全育成事業 ※()内は国庫補助対象	か所	114 ※(81)	113 ※(86)	113
		人	11,415	10,263	13,700

かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)実施状況について (平成23年度実績)

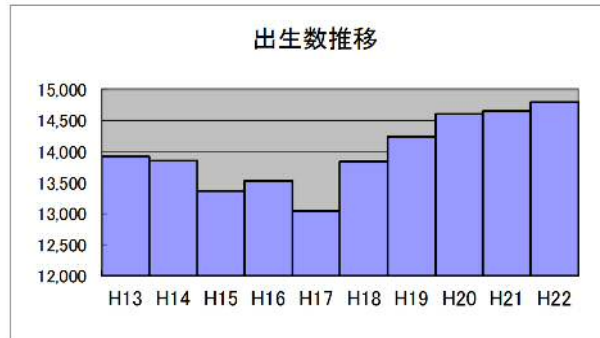
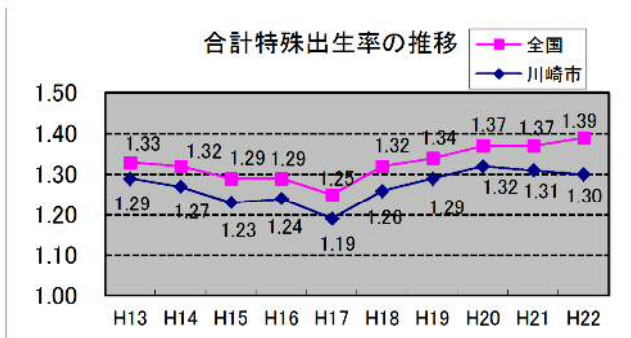
基本的
視点

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 一人ひとりの子どもを尊重する視点 | 6 すべての子どもと家庭を支援する視点 |
| 2 次代の親を育む視点 | 7 地域の社会的資源を生かす視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 8 サービスの質の視点 |
| 4 地域社会全体で子育てを支援する視点 | 9 地域特性の視点 |
| 5 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点 | |

基本理念 小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

基本目標Ⅰ	子どもの権利を尊重する社会づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《子どもの意見表明・参加の促進》</p> <p>●「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成20年～22年度)における3年間の成果と課題をもとに施策の自己評価を公表するとともに、平成23～25年度の第3次計画により、子どもの意見表明・参加の促進を図った。</p> <p>《子どもの主体的な活動の推進》</p> <p>●青少年の企画・運営による青少年フェスティバルを開催し、青少年層の社会参加の促進を図った。</p>	主な施策の実施状況	
1 子どもの権利の尊重 2 子どもの意見を尊重したまち			
基本目標Ⅱ	家庭の育てる力を支える仕組みづくり	達成度	2
施策の方向性	<p>《「ワーク・ライフ・バランス」の推進》</p> <p>●「カンダン・イクメン・プロジェクト」を本年実施し、関係機関との連携強化や周知の工夫により参加者が大幅に増加した。</p> <p>《多様な保育サービスの充実》</p> <p>●認可保育所の新設や民営化による定員増加等の取組みにより、「第2期川崎市保育基本計画」の目標を上回る保育受入枠の拡充を行った。あわせて、延長保育事業や一時保育事業の拡充等、多様な保育ニーズへの対応を図った。</p> <p>《要支援家庭対策の充実》</p> <p>●児童養護施設について、南部・北部の新施設整備推進とあわせて、既存施設2か所の改築方針を決定した。</p>	主な施策の実施状況	
1 少子化や子育てに対する意識啓発 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 多様な保育サービスの充実 4 要支援家庭対策の充実			
基本目標Ⅲ	子育て家庭を支援する地域づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《地域子育て支援センターの充実》</p> <p>●平成23年5月に幸区内の「ふくじゅ保育園」内に保育所併設型の地域子育て支援センターを開設した。</p> <p>《情報提供の充実》</p> <p>●市の子育て支援に関する情報を整理・集約した「かわさき子育て応援ナビ」を開設した。</p> <p>《子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進》</p> <p>●健診や地域等で子育てを支援するボランティアを養成する教室や、そのフォローアップの研修を各区において開催した。また、地域の青少年活動の活性化を図るため、ジュニアリーダーやシニアリーダー等の養成研修を実施した。</p>	主な施策の実施状況	
1 地域における子育て家庭への支援 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり 3 子どもが健やかに生まれ育つ			
基本目標Ⅳ	親と子の心とからだの健康づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《両親学級の充実》</p> <p>●禁煙教育や望ましい食生活など、健康な生活に関する内容を充実させながら、沐浴実習や妊婦体験ジャケットの体験なども講座に盛り込み、父親の育児参加意識のさらなる醸成を図った。</p> <p>《食育の推進》</p> <p>●キャンペーンやイベントの実施などにより、食育を地域社会全体に普及啓発する取組みを推進した。</p>	主な施策の実施状況	
1 安心して妊娠・出産できる環境づくり 2 親と子の健康づくり 3 思春期の保健対策の充実			
基本目標Ⅴ	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《幼児教育の充実》</p> <p>●幼児教育相談員により市内の私立幼稚園を対象にした幼児の実態調査を実施した。また、幼児教育巡回相談を実施し、対象園児及び幼稚園教諭への支援を行った。</p> <p>《いじめ・不登校への対応》</p> <p>●中学校全校への週1回のスクールカウンセラーの配置や、小学校・高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣などにより、相談体制の充実を図り、いじめ・不登校等を生まない環境づくりと、早期対応に向けた取組みを推進した。</p> <p>《教育環境の整備》</p> <p>●大規模な住宅開発に伴い児童生徒数が増加している武蔵小杉駅周辺や新川崎地区において小学校新設に向けた協定を地権者と締結するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組みの推進を図った。</p>	主な施策の実施状況	
1 家庭や地域の教育力の向上 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援 3 遊びや体験の場の整備			
基本目標Ⅵ	子どもと子育てにやさしいまちづくり	達成度	3
施策の方向性	<p>《市営住宅の入居システムの工夫》</p> <p>●入居募集時に若年世帯向けの申込区分を新設して公募を行った結果、一定程度の子育て世帯の入居を確保した。</p> <p>《バリアフリー化の推進》</p> <p>●JR南武支線沿線地区及び小田急多摩線沿線地区において、バリアフリー推進構想を策定した。</p> <p>《子どもが安心してインターネット等を利用できる環境の整備》</p> <p>●ネットいじめや学校裏サイトなどのインターネット問題に対して、専用窓口による対応やPTA・警察等の関係機関との連携により、問題の未然防止に向けての取組みを行った。</p>	主な施策の実施状況	
1 子育てに配慮した住宅の整備 2 安心して外出できる環境整備 3 子どもの安全の確保 4 犯罪を防止する活動の推進			

※達成度:1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全国	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
川崎市	1.29	1.27	1.23	1.24	1.19	1.26	1.29	1.32	1.31	1.30

H13	13,931人	H17	13,045人	H21	14,650人
H14	13,861人	H18	13,849人	H22	14,799人
H15	13,379人	H19	14,252人		
H16	13,542人	H20	14,609人		

区分		単位	平成21年度実績 (計画策定時)	平成23年度実績	平成26年度 目標事業量
認可 保育所	認可保育所定員	人	13,605	15,905	18,605
	延長保育事業	か所	144	185	230
	一時保育事業	か所	24	35	39
	休日保育事業	か所	6	6	7
	夜間保育事業	か所	1	1	1
認可 外	家庭保育福祉員 (保育ママ)	人	51	94	95
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	4
	地域子育て支援センター	か所	37	49	51
	ふれあい子育てサポート事業	か所	3	4	5
	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	か所	1	2	5
		人	2	7	10
	放課後児童健全育成事業 ※()内は国庫補助対象	か所	114 ※(81)	113 ※(89)	113
		人	11,415	11,850	13,700

かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)実施状況について (平成24年度実績)

基本的
視点

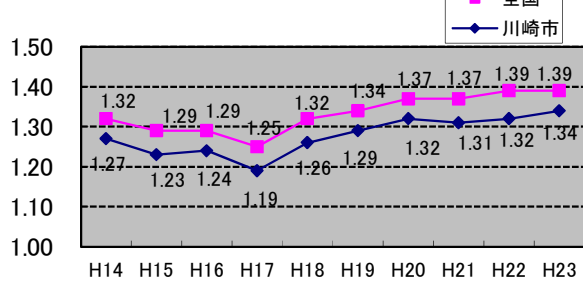
- 1 一人ひとりの子どもを尊重する視点
- 2 次代の親を育む視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 地域社会全体で子育てを支援する視点
- 5 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
- 6 すべての子どもと家庭を支援する視点
- 7 地域の社会的資源を生かす視点
- 8 サービスの質の視点
- 9 地域特性の視点

基本理念 小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

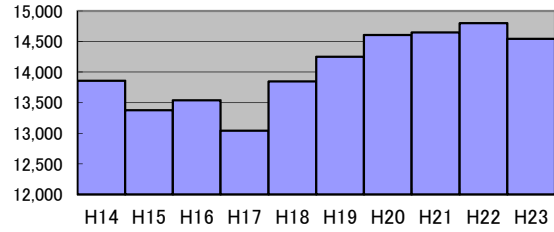
基本目標Ⅰ	子どもの権利を尊重する社会づくり	達成度	3
施策の方向性	《子どもの意見表明・参加の促進》 ●市ホームページの子どもの参加を進める事業や施設の情報整理し、アクセス性を改善した。また、「かわさき子どもの権利の日」で人権作文や弁論、東日本大震災復興ボランティアの発表等、子どもの意見表明の機会を充実した。 《子どもの権利侵害に対する相談支援体制の充実》 ●「子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会」児童相談所部会にて児童虐待への対応強化体制について検討した。	主な施策の実施状況	
1 子どもの権利の尊重 2 子どもの意見を尊重したまち			
基本目標Ⅱ	家庭の育てる力を支える仕組みづくり	達成度	3
施策の方向性	《仕事と子育てが両立できる職場環境づくり》 ●「大学生×社会人キャリアカフェ」や「就活カフェ」を開催し、女性の働き方の多様性の理解促進を図った。 《多様な保育サービスの充実》 ●認可保育所の新設や民営化による定員増加等の取組により、保育受入枠の拡充を行うとともに、延長保育事業や一時保育事業の拡充等、多様な保育ニーズへの対応を図った。 《社会的養護が必要な子どもへの支援》 ●新たにNPO法人への里親支援機関事業の委託を開始し体制強化を図り、関係機関との連絡会を開催した。	主な施策の実施状況	
1 少子化や子育てに対する意識啓発 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 多様な保育サービスの充実 4 要支援家庭対策の充実			
基本目標Ⅲ	子育て家庭を支援する地域づくり	達成度	3
施策の方向性	《親子が地域で気軽に集える場の充実》 ●平成24年4月に幸区・高津区に保育所併設型の地域子育て支援センターを開設した。 《相談支援体制の充実》 ●子ども相談検討会を設置し、相談支援体制の拡充に向けた検討会を定期的に開催した。 《子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進》 ●健診や地域等での機会を通じて、子育てを支援するボランティアを養成する教室や、そのフォローアップの研修を各区において開催した。また、地域の青少年活動の活性化を図るため、ジュニアリーダーやシニアリーダー等の養成研修を実施した。	主な施策の実施状況	
1 地域における子育て家庭への支援 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり 3 子どもが健やかに生まれ育つ			
基本目標Ⅳ	親と子の心とからだの健康づくり	達成度	3
施策の方向性	《両親学級の充実》 ●禁煙教育、望ましい食生活など、健康な生活に向けての教育の充実を図るとともに、沐浴実習や妊婦体験ジャケットの体験などを通して父親の育児参加意識の高揚を図った。 《予防接種事業の推進》 ●不活性ポリオワクチン、4種混合ワクチン導入について対象者へ広報し、多くの対象者に接種を実施した。	主な施策の実施状況	
1 安心して妊娠・出産できる環境づくり 2 親と子の健康づくり 3 思春期の保健対策の充実			
基本目標Ⅴ	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	達成度	3
施策の方向性	《幼児教育の充実》 ●幼保連携型認定こども園のモデル園「田園調布学園大学みらいこども園」において3年間にわたって認定こども園の運営や教育・保育の一体的な実践を通じた効果等をまとめた研究報告会及び公開保育を行った。 《若者の自立支援》 ●市内の子ども・若者支援の相談機関に関する情報を掲載したホームページを開設し、子ども・若者支援機関マップの作成について検討を行った。 《子どもの遊びと健全育成の推進》 ●大規模公園緑地である生田緑地と菅生緑地について整備及び用地取得を実施したほか、市民との協働により近隣・地区公園である御幸公園のリフレッシュ化を実施した。	主な施策の実施状況	
1 家庭や地域の教育力の向上 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援 3 遊びや体験の場の整備			
基本目標Ⅵ	子どもと子育てにやさしいまちづくり	達成度	3
施策の方向性	《市営住宅の入居システムの工夫》 ●入居募集時に、未就学児童がいる世帯について抽選の当選確率を高める優遇措置を実施した。 《バリアフリー化の推進》 ●京急大師線沿線地区及び柿生駅周辺地区において、バリアフリー推進構想を策定した。また、新百合ヶ丘駅北口のエレベーター1基の整備及び京急大師線港町駅のエレベーター2基の整備補助を行った。 《子どもが安心してインターネット等を利用できる環境の整備》 ●ネットいじめや学校裏サイトなどのインターネット問題に対して、専用窓口による対応やPTA・警察等の関係機関との連携	主な施策の実施状況	
1 子育てに配慮した住宅の整備 2 安心して外出できる環境整備 3 子どもの安全の確保 4 犯罪を防止する活動の推進			

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

合計特殊出生率の推移



出生数推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全国	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39
川崎市	1.27	1.23	1.24	1.19	1.26	1.29	1.32	1.31	1.32	1.34

H14	13,861人	H19	14,252人
H15	13,379人	H20	14,609人
H16	13,542人	H21	14,650人
H17	13,045人	H22	14,799人
H18	13,849人	H23	14,544人

区分		単位	平成21年度実績 (計画策定時)	平成24年度実績	平成26年度 目標事業量
認可 保育所	認可保育所定員	人	13,605	17,490	18,605
	延長保育事業	か所	144	205	230
	一時保育事業	か所	24	43	39
	休日保育事業	か所	6	6	7
	夜間保育事業	か所	1	1	1
認可外	家庭保育福祉員 (保育ママ)	人	51	117	95
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	4
	地域子育て支援センター	か所	37	51	51
	ふれあい子育てサポート事業	か所	3	4	5
	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	か所	1	2	5
		人	2	10	10
放課後児童健全育成事業 ※()内は国庫補助対象	か所	114 ※(81)	113 ※(93)	113	
	人	11,415	12,167	13,700	



川崎市児童福祉審議会の意見・評価

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

●子どもの権利について

- ・「子どもの権利条例」の認知度が低下傾向にあり、今後は広報・啓発をどのように行っていくか、有効な方法について取組の検討を進めていただきたい。
- ・児童虐待問題として、自分の状況が説明できない被虐待児である子どもの権利について、もっと焦点を当てる必要を感じます。虐待予防の観点からは、保護者の立場や状況等が注目されますが、子どもの育つ権利について、より強く視点を当てていくことが重要です。

●児童虐待防止対策の充実

- ・児童相談所の関与する内容は、児童虐待のみならず、児童のさまざまな問題について、相談・援助活動等を行っているため、増加する相談・通告等への対応強化に向け、さらなる組織体制の強化と人的配置の考慮が必要と思われます。

●多文化共生教育の推進

- ・日本語指導等協力者派遣事業の推進により、海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導や学習支援体制の充実が図られたことを評価します。

基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

●男女平等推進学習等への男性の参加促進

- ・子育てに対する意識の高まりから、積極的に子育てに参加する父親が増えている中、プレパパママ教室については、定員を超える応募が寄せられている状況がある。これから夫婦で共同して子育てに取り組もうとする意気込みを絶たないように、さらなる事業の充実を望みます。

●障害のある子どもと家庭への支援

- ・地域療育センターの整備・充実を進める中、中部地域療育センターとしてのき学園が再編整備されるようですが、両施設の統合により、在宅支援と通所支援とが両立した運営となることにより、新たな施設では、総合的な対応が可能になることと機能のさらなる充実が期待できます。

基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり

●地域子育て支援センターの充実

- ・地域子育て支援センターの充実については、地域バランスを考慮し、利用者ニーズに応えるようか所数を増やしていくことは重要ですが、単独型、保育所併設型、児童館型と、それぞれの機能に違いがあるので、その地域にバランスよく配置されることが望まれます。

●子育てサロン等への支援

- ・民生委員・児童委員など地域が主体となり運営されている子育てサロン等へ保健師を派遣するなどして、母子相談や子育てへの助言、運営上の側面的支援など、保健師が地域に関わっていく取組は非常に重要と思います。それらの場面で把握されたニーズについては、今後の活動や施策の中で活かされるよう期待します。

●地域活動への支援

- ・地域住民が主体となって運営する公園を利用した冒険遊び場活動は、子どもたちも喜ぶアイデアであるとともに、地域コミュニティ整備の場でもあることから、地域・行政等関係者で連携を図りながら取組が進むよう期待します。

基本目標Ⅳ 親と子の心とからだの健康づくり

●訪問指導の充実

- ・新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問による乳児家庭の全戸訪問を実施し、子育て相談や情報提供を行うことにより、乳幼児家庭が地域や相談機関等とのつながりを出産後の早い時期から持ちやすくできる仕組みを構築したことを評価します。さらに、これらの機会を通じて、児童虐待の予防や発達障害等の早期発見、早期対応につなげていけるよう期待します。

●子どもの医療体制の充実

・少子化が進行する中、全国的に子どもの数が減少しているにもかかわらず、川崎市においては、子どもの数の増加により、小児医療への需要の増加と、小児科医不足が大きな課題となっております。今後とも、小児医療体制の維持・充実を図るとともに、小児科医等を確保するための取組の促進が必要と思われま

基本目標V

子どもが豊かに育つ遊びや学びの場づくり

●家庭教育の充実

・市民館保育活動の実施に際し、これまで実施してきた避難訓練等に加え、東日本大震災等での経験を踏まえて、職員とボランティアとの間で安全な事業実施に向けた検討を行い、一部の市民館において「防災対策マニュアル」の作成に取り組んだことは評価できます。

●いじめ・不登校への対応

・学校でのいじめ・不登校への対応として、共生・共育プログラムの実施やスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談の充実を図ってきたことは評価します。今後についても、早期発見・適切な対応や高いニーズに応えるためにも、事業のさらなる充実や学校における連携体制等の強化に向けた取組を期待します。

●わくわくプラザの充実

・子どもの遊びの場の提供と仲間づくりを促進するわくわくプラザについて、就労家庭の増加への対応策として、子育て支援の観点から、狭あい施設の解消や開所時間の延長等、さらなる充実に向けた取組に期待します。

基本目標VI

子どもと子育てにやさしいまちづくり

●特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進

・特定優良賃貸住宅等について、子育て世帯が利用しやすいよう、制度のさらなる広報・周知を図るとともに、入居基準の緩和や事業者等と協力した入居者負担額の抑制など、制度の普及に向けた取組を期待します。

●食の安全に関する情報提供

・食の安全を確保するための取組については、事業者だけではなく消費者に対しても正しい知識の普及・啓発が重要です。乳児期から食習慣の形成される幼児期、学齢期へと継続した食育指導による食教育を進める必要があります。

総 評

●平成22年度は、平成21年度に策定した後期計画の1年目となりますが、総体的には、概ね順調に進捗していると評価します。個々の事業の課題や方向性についても、具体的な解決策や方向性に沿った施策の推進が図られてきていますので、さらなる推進を期待します。

●男女がともに豊かでゆとりある生活を実現させるためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は必要不可欠なものです。市民に対しては働き方の見直しを、事業者・関係団体等に対しては両立支援策の導入・定着等、職場環境づくりを積極的に働きかけるなど、さらなる「ワーク・ライフ・バランス」の取組が推進されることを期待します。

●社会状況の変化がスピードを増している現在においては、子ども施策が一体的に展開されるよう、こども本部とこども支援室等との連携を十分に図る必要があります。今後についても、状況の変化に応じて、柔軟性をもって施策の推進に取り組むことを強く望みます。

— 審議経過 —

	開催年月日	審議内容
第1回	平成23年 6月17日(金)	基本目標1・2
第2回	平成23年 7月12日(火)	基本目標3・4
第3回	平成23年 8月12日(金)	基本目標5・6
第4回	平成23年10月31日(月)	市内子ども・子育て関係者との懇談会
第5回	平成23年12月 8日(木)	総括、意見・評価まとめ



川崎市児童福祉審議会の意見・評価

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

● **かわさき子どもの権利の日事業**

・広く市民に子どもの権利についての関心と理解を深めていくために、より効果的な広報・啓発の手法を検討していく必要があります。引き続き、事業への市民参加を推進し、また、市民グループ等と行政とが連携・協働しながら取組みを進めていくことを期待します。

● **子どもの権利侵害に対する相談支援体制の充実**

・子どもの権利が侵害された場合に、子どもや親が悩みを抱えたまま孤立することがないように、相談窓口や相談の具体的な方法等について、関係部署間で連携してさらなる周知を図っていく必要があります。

● **虐待相談・通告への初期対応の充実**

・虐待の通告件数が増加している中で、初期対応等の充実を図ることが急務となっています。子どもの安全を最優先にしながら、迅速かつ的確な組織的判断による支援やケースの進行管理、また、職員のアセスメントの強化・向上など様々な課題について、組織全体で検証・検討を行い、効果的な取組みを推進していく必要があります。

基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

● **男女平等推進学習等への男性の参加促進**

・子育てや育児に関する講座や教室に積極的に参加する父親が増えていることは非常に喜ばしいことです。今後も、男性がより参加しやすいイベント等を企画・開催し、また、周知の方法を工夫するとともに企業への働きかけを行うなどして、さらなる男性の参加促進が図られるよう期待します。

● **多様な保育サービスの充実**

・就学前児童数の増加等により保育需要が年々高まるなか、保育所の整備を積極的に進め、計画を上回るペースで保育受入枠の拡充を推進していることを評価します。引き続き、子どもの最善の利益に配慮しながら施設の整備を着実に進めるとともに、保護者の多様な保育ニーズに適切に対応を行っていく必要があります。

基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり

● **区における子ども・子育て支援の推進**

・地域にある人材や組織などの資産を生かし、その活力を子どもの育ちの支援に活用する取組みには好感が持てます。今後も地域のニーズを的確に把握し、関係機関との連携を図りながら効果的な子育て支援の推進が図られるよう期待します。あわせて、父親の育児への参加がさらに進むように、取組みを工夫していくことが必要です。

● **ふれあい子育てサポート事業の充実**

・制度の利用希望者とヘルパー会員とをコーディネートするサポートセンターの機能充実が求められています。また、養成研修を通じてヘルパー会員のさらなる質の向上を図るとともに、会員数の増加に向けて広報を強化していく必要があります。

● **児童相談所の再編整備**

・児童相談所については市内3か所体制の再編整備が完了し、今後、総合的な相談支援体制をさらに強化していくために、各児童相談所において高い専門性を持った人材の確保、育成等の人的体制の整備を継続していくことが必要です。

基本目標Ⅳ 親と子の心とからだの健康づくり

● **母子保健指導事業の充実**

・虐待予防の観点からは、母子健康手帳交付時の面接機会等を生かして、支援を必要としている人を妊娠早期に把握し、継続的に専門的な支援を行っていくことが重要です。

また、育児期間中にしっかりと見通しを持って過ごせるように、適切な情報提供を行っていくことが求められています。

● 特定不妊治療への助成

・ 特定不妊治療費の助成について、申請期間を緩和して、申請者である市民の利便性を向上させたことを評価します。

● 乳幼児健康診査等の充実

・ 他都市と比較して月齢に応じた乳幼児の健診回数を多く提供していること、また、健診の受診に関する保護者の意識啓発を図り、継続して高い受診率を維持し続けていることを評価します。

基本目標 V

子どもが豊かに育つ遊びや学びの場づくり

● 少人数学級等の推進

・ 基本的な生活習慣の習得を目指し市内 40 校の小学 2 年生を中心として非常勤講師を配置して、少人数指導の取組みを推進していることを評価します。今後、学習面での基礎・基本の確実な定着を目指して、習熟度別・課題別の学習等の更なる取組みの推進を期待します。

● 各区教育担当の学校運営支援

・ 各区の教育担当が、こども支援室とともに学校と地域社会の連携強化や保護者へのきめ細やかな対応など学校運営の支援を行っていることを評価します。

また、スクールソーシャルワーカーの区への配置を更に拡充し、総合的な子ども支援施策がさらに充実していくことを望みます。

● 適正規模・適正配置の検討

・ 武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田駅周辺など大規模な住宅開発に伴い人口増加が著しい地域においては、児童数の増加に対応するため、校舎の改築や増築、学校の新設など良好な教育環境を確保していくための継続的な対応が求められています。

基本目標 VI

子どもと子育てにやさしいまちづくり

● 道路の整備・総合的な交通安全対策の推進

・ 各地で幼稚園児や小学生などが通学路で痛ましい事故に巻き込まれる事例が発生しているなか、人（子ども）にやさしい歩道とは何かについて根本的な検討を行う必要があります。

また、交通ルールやマナーに関する教育を通じてさらなる安全対策が図られることを望みます。

● インターネット問題の未然防止

・ 子どもが安心してインターネットを利用できる環境の整備は喫緊の課題となっていますので、危機感をもって、スピーディーな対応を行っていく必要があります。

総 評

● 平成 23 年度は後期計画の 2 年目となりますが、総体的には、概ね順調に進捗していると評価します。個々の事業の課題や方向性についても、具体的な解決策や方向性に沿った施策の推進が図られてきていますので、今後さらなる取組が図られていくことを期待します。

● 様々な子育ての悩みや不安を抱えた家庭に対し、地域の中で区役所を中心とした子育て関係機関や団体が有機的なつながりを持って、その機能・資源を有効に活用しながら子育て支援を行っていくことが求められています。あわせて、地域の様々な人々が子育て支援に関わり、顔の見える関係作りを進めていきながら、お互いに助け合う地域づくりを進めていくことが大切です。

● 家庭教育は、すべての教育の出発点であり中心となるものです。そこで身につけた基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心などが基礎的な資質・能力となり、その後の人生において重要な役割を果たします。家庭の教育力を高めるために、親の役割や家庭のあり方などを学ぶ機会の提供や、親同士の交流などを通じて家庭教育のさらなる充実に取り組んでいくことを強く望みます。

— 審議経過 —

	開催年月日	審議内容
第 1 回	平成 24 年 6 月 15 日 (金)	プラン基本目標 I・II の進捗状況
第 2 回	平成 24 年 7 月 20 日 (金)	プラン基本目標 III・IV の進捗状況
第 3 回	平成 24 年 8 月 24 日 (金)	プラン基本目標 V・VI の進捗状況
第 4 回	平成 24 年 10 月 25 日 (木)	審議会委員と市内子ども・子育て関係者との懇談会
第 5 回	平成 24 年 12 月 6 日 (木)	総括、意見・評価まとめ



川崎市児童福祉審議会の意見・評価

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

● 子どもの権利についての啓発・広報

・早期からの虐待予防の取組として、区役所と連携したイベントでの広報や研修等の機会を通じて、乳幼児の保護者に対しても、子どもの権利条例を広めていくことは効果的であると思われますので、その取組の推進に期待します。

● 児童虐待防止対策の充実

・子どもの権利侵害や児童虐待防止のための施策や日々の活動を継続して充実させていく中で、特に未然の防止策に力を入れて取組を推進することを望みます。

基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

● 子育てがしやすい職場環境づくり

・仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進するためには、就労（就業）支援・子育て支援が要となります。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き、さらなる事業の推進を望みます。

● 保育受入枠の拡大

・平成25年開設園の整備推進や定員変更等により、認可保育所における保育受け入れ枠が拡大されたことについて評価します。民間事業者の活用については、審査や運営管理をしっかり行い、着実な事業の推進を望みます。

● 認可外保育施設の指導

・認可外保育施設についても、子どもの人権（安全・安心、発達の保障、幸せ等）が保障されるべく市の関わりが求められるところですが、施設運営等のより一層の充実が求められることから、認可外保育事業のさらなる充実を望みます。

● 日常生活支援事業の充実

・ひとり親家庭への生活援助や子育て支援は、当事者にとって大変有難く、大切なことですので、引き続き、支援を必要とされる方への広報・周知が図られることを期待します。

基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり

● 地域子育て支援センターの充実

・地域の子育て支援拠点である区との連携を強化し、親子が気軽に集い、安心して遊べる地域子育て支援センターを活用し、様々な子育て支援事業が推進されることを期待します。

● 区における子ども・子育て支援の推進

・区役所毎に、地域の特性に応じた様々な子育て支援事業が活発にされていることを高く評価します。今後も地域のニーズを的確に把握するとともに、各区における情報交換や課題共有など連携しながら効果的な子育て支援の推進が図られることを望みます。

基本目標Ⅳ 親と子の心とからだの健康づくり

● 思春期問題への対応の推進

・思春期問題については、思春期の男女や保護者に対し、相談機関の周知徹底と支援体制の充実を図るとともに、関係機関相互の連携強化、思春期保健健康教育の推進など各事業についてさらに積極的な取組の推進を期待します。

●児童虐待の早期発見・早期対応

・子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等の機会を通じて、要保護児童を早期把握するとともに、他の母子保健事業や地域の様々な子育て支援関係機関・団体との連携強化をしていくことが必要です。

基本目標V 子どもが豊かに育つ遊びや学びの場づくり

●家庭・地域教育学級の充実

・核家族化や共働き世帯の増加が進む中、親同士の学び合いや仲間づくりの機会の中で、子どもの理解や地域との関わりを作る学びの場を積極的に提供していくことが必要なので、さらなる取組の充実を期待します。

●PTAや自主グループによる家庭教育学級の充実

・不登校児童・生徒等やニートの増加などへの対策として、子どもの社会性や自立心の形成に大きな役割を果たす親等に対し、地域における身近な場で家庭教育支援を引き続き推進することが必要です。

●私立幼稚園への支援

・私立幼稚園への経費一部補助や幼児教育相談員の巡回相談は、私立幼稚園の振興や幼児教育の充実に向けた貴重な取組と思われます。このような支援のさらなる推進を期待します。

基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

●乳幼児の事故防止に向けた啓発の推進

・子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策については、規制対象外の家庭用品等での健康被害の発生も懸念されますので、積極的な取組の推進を期待します。

●妊産婦への社会的配慮

・妊産婦が安心して外出できる環境が必要ですが、妊産婦であることの認知が難しいために社会的配慮がされにくい状況があります。マタニティマークの普及啓発による社会的認知度の向上を図りながら、妊産婦が安心して外出できるための環境整備の取組のさらなる推進を期待します。

総 評

●平成24年度は後期計画の3年目となりますが、総体的には、概ね順調に進捗していると評価します。個々の事業の課題や方向性についても、具体的な解決策や方向性に沿った施策の推進が図られてきていますので、今後のさらなる取組を期待します。

●「子育て支援」と「親の就労（就業）支援」は混同されがちで、待機児童対策としての認可保育所の増設や定員の増は、ややもすると後者の視点に偏りかねません。

保育所の保育では、「一人の子どもを、その保護者とともに育てている」という意識が重要であり、「子育て支援」は、保護者が子育てに喜びや楽しみを感じることができる支援策がその中核であるべきです。

ですから、その支援策が子どもの福祉（幸せ、安全、権利等）の質の確保につながる重要な取組となることを念頭において、さらなる推進を期待します。

— 審議経過 —

	開催年月日	審議内容
第1回	平成25年 6月27日（木）	プラン基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの進捗状況
第2回	平成25年 7月25日（木）	プラン基本目標Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの進捗状況
第3回	平成25年10月 9日（水）	審議会委員と市内子ども・子育て関係者との懇談会
第4回	平成25年11月13日（水）	総括、意見・評価まとめ

川崎市次世代育成支援対策行動計画
かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画）
中間評価 報告書

発行 川崎市
編集 市民・こども局こども本部子育て施策部
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3534 FAX.044-200-3190
電子メール 25kokose@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY